

平成31年3月11日
(月曜日)

平成31年 第1回幌延町議会 (定例会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の制定）
- 6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 8 議案第2号 平成30年度幌延町一般会計補正予算（第4号）
- 9 議案第3号 平成30年度幌延町立診療所特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第4号 平成30年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第5号 平成30年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第6号 平成30年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第7号 平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第8号 平成30年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 平成31年度 町政執行方針
平成31年度 教育行政執行方針
- 16 議案第9号 幌延町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第10号 幌延町産業共進会場条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第11号 幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第12号 幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第13号 幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第14号 幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第15号 平成31年度幌延町一般会計予算
- 23 議案第16号 平成31年度幌延町国民健康保険特別会計予算
- 24 議案第17号 平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算
- 25 議案第18号 平成31年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
- 26 議案第19号 平成31年度幌延町介護保険特別会計予算
- 27 議案第20号 平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計予算
- 28 議案第21号 平成31年度幌延町下水道事業特別会計予算
（予算審査特別委員会設置、審査付託）
（散 会 宣 言）

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告		休 憩 宣 告
日 程 第 1		会議録署名議員の指名		開 議 宣 告
" 2		会 期 の 決 定 日 程 第 2 2		議 案 第 1 5 号
" 3		諸 般 の 報 告	" 2 3	議 案 第 1 6 号
" 4		行 政 報 告	" 2 4	議 案 第 1 7 号
" 5		承 認 第 1 号	" 2 5	議 案 第 1 8 号
" 6		同 意 第 1 号	" 2 6	議 案 第 1 9 号
" 7		議 案 第 1 号	" 2 7	議 案 第 2 0 号
" 8		議 案 第 2 号	" 2 8	議 案 第 2 1 号
		休 憩 宣 告		(予算審査特別委員会設置)
		開 議 宣 告		散 会 宣 告
日 程 第 9		議 案 第 3 号		
" 1 0		議 案 第 4 号		
" 1 1		議 案 第 5 号		
" 1 2		議 案 第 6 号		
" 1 3		議 案 第 7 号		
" 1 4		議 案 第 8 号		
		休 憩 宣 告		
		開 議 宣 告		
日 程 第 1 5		幌 延 町 政 執 行 方 針		
" 1 5		幌 延 町 教 育 行 政 執 行 方 針		
		休 憩 宣 告		
		開 議 宣 告		
" 1 6		議 案 第 9 号		
" 1 7		議 案 第 1 0 号		
" 1 8		議 案 第 1 1 号		
		休 憩 宣 告		
		開 議 宣 告		
日 程 第 1 9		議 案 第 1 2 号		
" 2 0		議 案 第 1 3 号		
" 2 1		議 案 第 1 4 号		

出席議員（8名）

議 長	8 番	植 村	敦
	1 番	富 樫	直 敏
	2 番	西 澤	裕 之
	3 番	斎 賀	弘 孝
	4 番	無量谷	隆
	5 番	鷺 見	悟
	6 番	吉 原	哲 男
	7 番	高 橋	秀 之

出席説明員

町 長	野々村	仁
代 表 監 査 委 員	利 波	隆 造
副 町 長	岩 川	実 樹
教 育 長	木 澤	瑞 浩

総務財政課長	飯 田	忠 彦
住民生活課長	藤 井	和 之
保健福祉課長	早 坂	敦
産業振興課長	山 本	基 継
建設管理課長	島 田	幸 司

総務グループ主幹	伊 藤	崇
財政グループ主幹	田 村	浩 希
企画振興グループ主幹	角 山	隆 一

教 育 次 長	伊 藤	一 男
---------	-----	-----

診 療 所 事 務 長	(早 坂	敦)
-------------	------	----

農業委員会事務局長	(山 本	基 継)
-----------	------	------

選挙管理委員会事務局長	(飯 田	忠 彦)
-------------	------	------

総 務 係 長	梶	淳
---------	---	---

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 田	秀 紀
主 事	満 保	希 来

(10時00分開 会)

議 長 植 村 敦 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において5番 鷺見 悟、6番吉原 哲男君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、3月11日から13日までの3日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、3月11日から13日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会3月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告申し上げます。

自然に恵まれた安全で快適なまちづくり推進のため、家庭などから排出される一般廃棄物については、平成14年12月から西天北五町衛生施設組合において有料で処理しているところです。町民の皆様には、日頃からごみの再資源化と減量のため、細かな分別・排出にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

組合で受け入れた資源ごみ以外のごみについては、最終的に埋立方式により処分しており、手狭になった最終処分場の嵩上げ工事が平成29年度で完了したため、現在の処分量で換算しますと、おおよそ、あと5年間は最終処分場を使用することが可能です。

さて、ごみ処理に係る経費の一部は、皆様が各指定ごみ袋を購入する手数料によっ

て賄われておりますが、各指定ごみ袋による収集が始まって以来、手数料の料金は据え置かれてきたところであります。しかしながら、消費税増税に伴う経費の増加や施設を取り巻く環境の変化などにより、ごみ処理施設等に係る運転管理経費は、平成14年当初から比べ、8パーセント程度上昇していることから、2月15日に開催された西天北五町衛生施設組合議会において、各指定ごみ袋料金及び手数料を改定することとして議決されました。

改定率につきましては、経費上昇率を基に、現行料金から各指定ごみ袋の料金は6から14パーセント程度、動物等の処理手数料及びし尿処理手数料は10から14パーセント程度、それぞれ増加となります。

なお、料金改定の時期は、2020年4月1日からであり、詳細な単価につきましては、今後、西天北五町衛生施設組合からの情報提供により、広報誌などで周知したいと考えております。引き続き、町民皆様の環境衛生の向上に対する取組みにご協力をお願い申し上げます。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第1回 幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 木澤 瑞浩 君

幌延町議会3月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

学校教育について3点ご報告いたします。

1点目は、北海道牛乳普及協会等主催の「牛やミルクのある風景絵画コンクール」中学1年の部で北海道知事賞を問寒別中学校1年遠藤康真くんが受賞しました。その功績が認められ、3月7日に町長から、幌延町文化奨励賞も授与されました。

2点目は、稚内地区吹奏楽連盟主催の平成30年度稚内地区管楽器個人及びアンサンブルコンクールが1月20日稚内総合文化センターで開催され、幌延中学校からアンサンブルで10名が参加し、管打六重奏と管打四重奏で銀賞を受賞しました。

3点目は、平成30年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の「北海道教育委員会が作成する報告書」に、本町の状況等を掲載することに、幌延町教育委員会も同意しました。体力・運動能力状況の一部分、一側面ではありますが、他の市町村と同様に北海道教育委員会報告書のHPで公表されます。町民の皆さんには、広報4月号で、そのインフォメーションを掲載する予定であります。

次に、社会教育について2点ご報告いたします。

まず、1点目ですが、冬期休業中の生活・学習習慣の定着を図る「朝活プロジェクト」を開催しました。小学1～6年生の54名が参加し、「Pepper」を活用したプログラミング教室や英語活動、運動教室を行い、前回に引き続き、参加者や保護者から高い評価をいただきました。

2点目は、少年団活動についてです。幌延小学校6年・門田昊弥くんが北海道選抜チームの一員として、12月22日から佐賀県で開催された「第16回今泉杯西日本友好学童軟式野球大会」で、チームの準優勝に大きく貢献致しました。その功績が認められ、3月7日に町長から、幌延町スポーツ奨励賞が授与されました。同日、9月

に深川市で開催された「はまなす国体記念第29回ふかがわカップ全道小学生バレーボール大会」の男子の部で、幌延ジーライズが第3位となり、その功績が認められ、幌延町スポーツ奨励賞が授与される予定でしたが、インフルエンザの関係で、後日、日を改めて授与式を行う運びとなっております。

また、今月3月3日に「稚内地区小学生バレーボール連盟会長杯小学生バレーボール大会」が稚内市で開催され、男子の部で幌延ジーライズ、女子の部で幌延ウイングガールズAがそれぞれ優勝をしました。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政、執行状況の報告といたします。

議 長 植 村 敦 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の制定）」の提案理由をご説明申し上げます。

本町が加入しています、北海道市町村 総合事務組合は、総務省から本来、構成団体になることのできない3団体の加入を、早急に是正するよう求められたので、総合事務組合は3団体を規約から除き、当該3団体に係る事務を受託できるようにするとともに、以前に議決をいただきました、江差町ほか2町学校給食組合及び西胆振消防組合の名称変更と、十勝環境複合事務組合の廃止のため、現行の規約を廃止し、新たに規約を制定する必要が生じました。

この規約の制定にあたっては、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議が必要なことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものですが、総合事務組合は総務省から早急な是正を求められており、平成31年2月18日までに議会で議決いただきたいとの依頼があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年2月12日専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。

規約の変更点につきましては、現規約の第14条を構成団体になることのできない3団体の事務を受託できる規定の改正と、別表第1と第2から構成団体になることのできない3団体と廃止の組合の削除と、名称変更の2組合について改めています。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

現在、幌延町固定資産評価審査委員会委員である、大平昌司氏につきましては、3月17日をもって、任期満了となりますので、引き続き大平氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

大平氏の住所は、幌延町字下沼274番地、生年月日は、昭和28年7月31日生まれで、満65歳です。

今回、固定資産評価審査委員として議会の同意を求める任期は、平成31年3月18日から平成34年3月17日までであります。

大平氏には平成16年3月から幌延町固定資産評価審査委員として5期15年の間、中立的な立場で、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査や決定などにご尽力いただいているところであります。大平氏は、地域からの信望も厚く、人格、識見ともすぐれた方であり、これまで蓄積された豊富な知識や経験をもとに、固定資産評価に対する不服等の審査をしていただくには適任と考えておりますので、同意のほどお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第1号は、討論を省略して、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯田忠彦君

議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由をご説明申し上げます。

問寒別、上問寒、中間寒辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、平成27年度から31年度までの5年間の計画で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、既に、議会の議決をいただいているところですが、計画内容の一部に変更が生じたので、同条第8項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

整備計画書の内訳により説明申し上げますので、4枚目の別添3.公共的施設の整備計画内訳をご覧ください。

表内のカッコ書きの数字は、変更後の数字となります。

今回の変更につきまして、施設名の区分が道路で、町道中間寒上問寒線道路改良事業は、平成30年度の事業費の変更により、計画期間の予定事業費を2,952万3千円に、辺地対策事業債は2,900万円に変更します。

橋梁長寿命化改修事業は、平成31年度の事業増により、計画期間の予定事業費を1億9,581万6千円に、辺地対策事業債は8,750万円に変更します。

事業の内容は、町道問寒中間寒線の問寒橋の橋梁改修と、町道問寒11号線の楓橋に係る実施設計です。

次に施設名の区分が除雪機械で、問寒別除雪センター整備事業は、平成31年度に実施予定の新たな事業です。計画期間の予定事業費は4,189万6千円、辺地対策事業債は4,160万円を予定しています。

今回変更する事業は以上で、この計画に基づいて発行する辺地対策事業債は、後年度において元利償還金の80%が地方交付税に算入される地方債です。

なお、この計画変更に係る同法第3条第8項に規定する北海道知事との協議につきましては、平成31年2月18日付けで協議が整っています。

以上、議案第1号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由といたします。

議長 植村敦君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号「平成30年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯田忠彦 君

議案第2号「平成30年度 幌延町一般会計補正予算 第4号」について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳出において国の補正予算による 問寒別地区と上幌延開進地区の道営畑地帯総合盤整備事業の増額と、基金管理事業の増額、それ以外のものについては、今年度実施の各種事業の決算見込みの精査による補正が、主なものとなっています。

1 ページをお開きください。

第1条 第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,968万2千円を減額し、歳入歳出予算のそれぞれの総額を53億3,644万9千円にしようとするものです。

第2項、第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。2 ページをお開きください。

歳入では、6款 地方消費税交付金で200万円の増、9款 地方交付税で5,254万円の増、12款 使用料及び手数料で326万4千円の増、13款 国庫支出金で185万3千円の減、17款 繰入金で1億4,526万円の減、19款 諸収入で114万3千円の増、20款 町債で6,800万円の増などで、歳入合計1,968万2千円の減額補正です。

続きまして、3ページの歳出ですが、2款 総務費で1,714万9千円の増、3款 民生費で1,345万6千円の減、4款 衛生費で707万5千円の減、6款 農林水産業費で2,581万1千円の増、7款 商工費で2,031万6千円の減、8款 土木費で1,549万7千円の減、10款 教育費で306万5千円の減などで、歳出合計1,968万2千円の減額補正です。

次に、第2条 繰越明許費ですが、4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費については、前段で申し上げました国の補正予算により、平成31年度に繰り越して使用することができる経費は、6款1項 農業費の問寒別地区道営畑地帯総合整備事業4,400万円と、同じ農業費の上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業3,025万円の2事業です。

第3条は、債務負担行為です。6ページをお開きください。

第3表 債務負担行為については、平成29年度に新規就農者となった方への新規就農支援事業補助で、債務負担行為の期間は平成31年度から平成36年度までの6年間、限度額は40万6千円です。

次に第4条は地方債の補正です。8ページをお開きください。

第4表 地方債補正については、事業費の精査と起債同意額の内示による補正で、補正の主なものは、ソフト事業の過疎地域自立促進特別事業5,980万円を8,920万円に、医療技術職員住宅整備事業1億30万円を9,270万円に、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業6,890万円を1億380万円に、上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業6,950万円を9,370万円に、下水道施設改修事業1,160万円を550万円に、水槽付消防ポンプ自動車整備事業5,510万円を5,470万

円に補正します。地方債限度額の合計は、8億2,680万円が8億9,480万円になります。

以下、歳出・歳入の順に、補正の主なものについて説明いたします。34ページをお開きください。

2款1項1目 一般管理費では、職員の退職と起債事務費の振替などにより総務人件費365万7千円の減と一般事務管理費36万円の増です。

2目 自治振興費では、事業費の精査により、産業地域振興センター運営事業200万円の減と、37ページの情報通信施設運営事業307万4千円の減、移住定住促進事業766万3千円の減などです。

7目 企画費では、事業の精査により、まちづくり事業補助金325万3千円の減と、39ページの地域おこし協力隊運営事業172万4千円の減などです。

40ページをお開きください。

12目 諸費では、基金管理事業として、今回の補正予算の財源調整をした結果、ふるさと創生基金積立金325万円の増、公共施設等整備基金3,976万円の増と、寄付金の減少によりふるさと応援基金積立金57万4千円の減です。

44ページをお開きください。

2款4項3目 町長選挙費では、選挙の無投票になったことにより投票所などの経費178万8千円の減です。

46ページをお開きください。

3款1項3目 老人福祉費では、後期高齢者広域連合への療養給付費負担金の減額に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金385万1千円の減です。

4目 障害者福祉費では、障害者福祉管理費の障害者介護給付・訓練等給付費358万2千円の減です。

52ページをお開きください。

4款1項3目 保健推進費では、母子保健事業の妊婦健康診査料と不妊治療費等に係る補助金241万4千円の減です。

54ページをお開きください。

6款1項2目 農業振興費では、幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業1,500万円の減です。

3目 畜産業費では、事業費の精査により町営牧場管理費の町営草地管理業務委託料350万円の減です。

56ページをお開きください。

6目 農地開発費では、国の補正予算による増額と事業費の精査により間寒別地区道営畑地帯総合整備事業で3,492万6千円の増、上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業で2,426万1千円の増で、国の補正予算による増額分は第2表 繰越明許費により平成31年度へ繰り越す事業となります。

次に、58ページをお開きください。

6款2項2目 造林費では、事業費の精査により未来につなぐ森づくり推進事業281万1千円の減、町有林整備事業379万2千円の減です。

7款1項1目 商工振興費では、事業費の精査により61ページの商工業等振興促

進事業1,722万3千円の減、商工業雇用促進事業180万円の減です。

62ページをお開きください。

8款3項2目 下水道費では、下水道施設改修及び個別排水施設整備費などの減額により下水道事業特別会計繰出金1,006万7千円の減です。

68ページをお開きください。

10款4項3目 美術館費では、書の研修事業の未実施により160万6千円の減です。

次に歳入ですが、22ページをお開きください。

6款1項1目 地方消費税交付金では、12月までの交付状況と前年度実績を勘案して200万円の増です。

9款1項1目 地方交付税では、普通交付税の調整額の復活により254万円の増で、交付決定額は20億314万8千円になります。特別交付税は、昨年度の交付実績を勘案して5千万円の増で、予算総額は2億5千万円になります。

12款1項1目 総務使用料では、産業・地域振興センター使用料の増収により318万2千円の増です。

26ページをお開きください。

14款2項1目 総務費道補助金では、バイオマス産業都市構想策定とワイン樽製造等に対する地域づくり総合交付金300万円の新規計上です。

15款2項3目 物品売払収入では、患者輸送バスの売払収入56万1千円の新規計上です。

28ページをお開きください。

17款1項1目 減債基金繰入金では、町債の繰上償還財源として予定していましたが、今回の補正予算で財源の確保ができたことにより8,140万円の減と、4目ふるさと創生基金繰入金から8目 中山間農業地域環境保全基金繰入金までは、充当事業の精査と財源調整により繰入金の減です。

19款4項4目 農林水産業費受託事業収入では、国道40号天塩防災改良工事及び道道上問寒問寒別停車場線工事に伴う水道管移設事業の事業費の確定により1,44万9千円の増です。

30ページをお開きください。

20款 町債については、第4条 地方債の補正で説明していますので、省略させていただきますが、32ページの5目 公共事業等債については、国の補正予算に係る地方債で、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業4,400万円と、上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業3,020万円の新規計上で、繰越明許費の財源として翌年度へ繰り越すこととなります。

以上、議案第2号「平成30年度 幌延町一般会計補正予算 第4号」の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

2 番 西 澤 裕 之 君

2款1項の移住定住促進事業 委託料のPR動画作成業務というのが、今回作成されなかったということで、当初の目的がどういうものであったのか、その効果をどういふふうに見込んでいたのかの説明を求めるとともになぜ実施しなかったのかというところの説明を求めます。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの移住定住のPR動画につきましては、平成30年度のホロカルの運用開始に向けて、移住定住を推進していく上で、移住を検討している方ないし、町内にいらっしゃる方に見ていただくことを目的に動画作成を予定しておりましたが、今年度につきましては、120年の記念事業で同様に町史の記録映像をまとめたもの、総集編を作っておりましたが、そちらの納期を先に急ぎました。31年度予算に計上するんですけども、31年に今までの平成26年から資料映像取りまとめた総集編の作成を考えておまして、PR動画の作成もそちらに併せて作成する場合ですね、費用が低減されるという提案もありましたので、トータルで考えて31年度事業に総集編とPR編を作るという形に変更しております。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今の関連について質問するんですけどね、業者はどこをお願いをする予定だったんですか。120周年の記念動画を26年から5ヵ年計画30年までっていう当初のどの予定でしたよね。31年度もまだ予算決まってないんですけども、この記念誌を作るだけでも1千万円もこの事業に継ぎ込んでますよ。

当初、予算30年は別物だっということでしたので予算計上したのに、今頃になってですね、31年度にやったほうが安くなる。どのぐらい安くなるんですか。どこの業者に頼んだのか。その2点お願いします。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

今まで録り溜めた映像の総集編というのは、町制120年の年までを素材として集めて総集編を作るというお話でしたので、31年に総集編を作るというのは、当初の考えどおりでございます。

どこの業者ということになりますが、平成30年までは、HBCフレックスさんに委託をしてやっております。31年度は、予算見積りの段階なので、どこというのは決まってませんが、費用としては半分になるというような予算見積りの提言を頂いてます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

平成26年に99万4千円、平成27年に124万円、28年に118万、29年

に144万、30年に292万、31年に300万って使ってるんですよ。予算ベースで。

それで、最後の年の31年になって、まだ業者はどこに決まっていなかったかという話ですけど、同じ業者にしないと、31年に総集編を作る、それからPR動画作成すると言ったら、HBCさんからそのまま録った画像を全部無償で提供してくれるんですか。そこまでは考えて、そういうふうに、今回そこに委託しないという決断に至ったのか再度お伺いします。

企画振興グループ主幹 角山隆一君

ただいまのご質問にお答えします。

業務委託するにあたって仕様書というものを作成するんですけども、やはり過去の映像をもとに作っていくのが業務の発注になりますので、それができる業者というのは必然的に限られてきますので、発注形態としては随意契約の形態により発注することになります。

3 番 斎賀弘孝君

1番最初に私がどのぐらい経費削減になるかという質問にまだ答えてないんですけども、具体的に数字を出してほしいんですね。最終の年に、300万もかかっちゃうんでしょ。予算ベースで見積もりして、まだ上がってないですけどね。でもずっとHBCさんということでもいいんですよ。HBCさんとは最初からそういうふうなお話だったんですか。一緒に31年度の予算で作ったほうが安いですよという、予算でそういうふうなとかっていうのまだ回答がないんですけども。

お願いして、作れなかったんでしょ、HBCさんは。忙しくてできなかったのか、それともただ予算出ただけだったのか。そこら辺どっちが正しいのか、改めてお尋ねします。

企画振興グループ主幹 角山隆一君

ただいまのご質問にお答えいたします。

見積もり費用については、半額程度ということで回答させていただきます。

業務の進行につきましては、当初、申し上げたとおり、PR動画も作成するという事で、当初予算を上げさせていただきましたが、120年の記録映像のほうにかなり取材の日数を取られたということもありまして、そこはですね、随時協議しながら進めていたんですけども、PR動画作るに当たっての別個の取材を考えた時に31年度に繰延べしたほうがよいかという。これは、打ち合わせ中で話はしておりますけれども、そういったことによって、30年度の業務執行については、取りやめたという形になります。

議 長 植村敦君

ただいま答弁でよろしいでしょうか。

(斎賀議員「はい」)

他、ありませんか。

2 番 西澤裕之君

6款1項2目なんですけれども、新規就農者支援事業として補助金83万3千円の減額になっております。これは5年間補助金を出すということで聞いておりますけれ

ども、今年度の補助金に対する内容について、説明してください。

産業振興課長 山本基継君

ただいまの質問にお答えいたします。

平成30年度の補助金の内容ということで、まず、借入金に対する利息の2分の1が、金額が12万2,760円。それと賃借料で200万円。固定資産相当額が6万3,400円となっております。

2 番 西澤裕之君

5年間の補助の内容ということで、今回83万3千円の減になっておりますけれども、年度ごとにより増減するというふうに考えていいのでしょうか。

産業振興課長 山本基継君

かなりというかですね、当初の計画どおり、導入した乳牛が事故で亡くなったり、当初、年度に予定していた導入を見ていない分とかですね、総体的には何頭というのがあるんですけども、その年度ごとによって増減はあります。総体は変わらないんですけども、来年導入する予定だったのも今年度導入してみたりっていうのは、できてきます。

議 長 植村 敦君

他、ありませんか。

4 番 無量谷 隆君

37ページのね。幌延町定住促進持家住宅建設等奨励事業なんですけど、549万5千円。増額になってんですけど、これ何件でこれぐらいになるのか。件数ですね。

67ページの小学校の景観整備事業ってありますが、内容はどのようなことをするのか教えてください。

教育次長 伊藤一男君

2問目のほうの学校の景観整備事業業務なんですけれども、こちらのほうにつきましては、幌延小学校の外構、雑木というかですね、学校の周りの木が倒木の危険があるということで診断されてますので、危険性のある雑木について、雪のある冬季間、まだ葉が生い茂らないうちに伐採したいということで計上しております。

企画振興グループ主幹 角山隆一君

持家住宅の申請件数ですけども、繰越を入れて17件、うち新築が3件というような内容になっておりまして、当初のより補助金額がオーバーしたので、やりくりとしては、同じ科目の中でやっておりますけども、今回は増額補正させていただいたところ です。

4 番 無量谷 隆君

定住の中で、新規で3戸って形でよろしいんですか。それとも、改築なり何なりの中で増えたということでしょうか。

それと、小学校の周辺の木を切るってということなんですけど、かなり年数も経ってかなり伸びていることは確かなんですけど、まるっきり根っこから切るわけでないと思うんですけども、もう少し内容詳しく教えてほしいです。

教育次長 伊藤一男君

ご質問にお答えいたします。

今回切るのはですね、グラウンドのほうも相当高くはなってるんですけども、駐車場の周りの内側の白樺等につきまして、根がもう張らない状態ということで、生育もあまりよくないということで、内側の白樺のほうを伐採するというようなことで計画しております。

企画振興グループ主幹 角山隆一君

移住持家住宅のご質問なんですけど、新築は3件。あとは、中古の取得であったり、改修の事業を含めてトータルで17件という申請になっております。

議長 植村敦君

他にありませんか。

2番 西澤裕之君

6款2項2目の未来につなぐ森推進事業と町有林整備事業なんですけれども、減額になっております。この減額の理由を説明願います。

産業振興課長 山本基継君

未来につなぐ森推進事業につきましては、これらの国の事業で、国の予算がつかなかったことによる減額です。町有林整備事業につきましては、委託の執行残による減額で面積は当初の計画とおりに実施しております。

2番 西澤裕之君

未来につなぐ森推進事業が国の事業で、お金がつかなければという話でしたが、事業の期間がですね、平成23年から32年ということで、その施業面積としては、25ヘクタールということになっているんですが、今現在、どれぐらい事業の面積がどれぐらい終了しているのか、この25ヘクタールというのは、23年から32年に完了しなくても、32年度以降また同じような事業が行われるのかというところを質問いたします。

産業振興課長 山本基継君

まず、国の事業でして、当初計画っていうのは無いんですよ。単年度で、民有林の更新伐を伐採後の造林を促進するために国から補助をいただいて、植林してる事業なんですけども、当初計画というような全体的な計画っていうのは無いんですよ。事業実施主体が森林組合で、民有林所有者が森林組合さんをお願いしてやっている事業でして、ですから、今、数字はないんですけども、事業始まってからどれぐらいの面積やったというのは、ここではお答えできないんですけども、そういうような事業内容なので、単年度、国の予算を見ながら、国の補助金に併せてやっている事業です。32年度以降とどうするのかっていうことなんですけれども、また国の予算なんですけども、森林環境譲与税っていうものが今回できますので、その活用も視野に入れながら、森づくりを進めていければ良いなというような考えはあります。

議長 植村敦君

他、ありませんか。

2番 西澤裕之君

もう1点。10款4項3目の先ほど説明があった、書の研修事業の未実施ということで、いつの段階で未実施が決定していたのかお伺いします。

教育次長 伊藤一男君

ご質問にお答えいたします。

当初10回ということで予定してたんですけれども、講師の先生の体調不良ということで、ただ復帰したらですね、体調戻り次第やりたいというご意向がありましたものですから、先生と協議をしながら進めてまして、最終的に2月の段階で今年は無理ですということだったものですから、それで今回、全額落とさせていただいたという形になってます。

2 番 西 澤 裕 之 君

少し細かい話になってしまうんですけれども、確かにその謝礼に関しての150万ってというのは全額は無いですけれども、通信運搬費は多少わかりますが、この消耗品費ってというのは、何を予算消化したんでしょうか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

ご質問にお答えいたします。

この教室用ですね、心画という心象舎で出してい教科書になる本なんですけれども、こちらのほうが教室やらないことによって、購入しなかったということで減額させていただいております。

2 番 西 澤 裕 之 君

私の聞き方がちょっと間違っていました。

消耗品費が使われてるので、何に使われたのかという質問でした。

教育次長 伊 藤 一 男 君

すいません。言葉が足りませんでした。

心画は教科書だけじゃなくて、心象館のほうにも置いてて、見れるようにということで、そういうような必要なものは購入してまして、減った分は教科書に使ってる分が減額という形です。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

27ページの物品売払収入で56万1千円の中身を詳しく教えていただけますか。ワイン樽とか言っておられたかと思ったんだけど。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

先ほど一般会計の提案理由で述べたのはですね、患者輸送バスの売り払いということですのでワイン樽とはちょっと若干違うということで。質問じゃないんでしょうけども、患者輸送バスを売り払った金額が56万1千円ということで新規計上させていただいてます。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

(10時57分 休 憩)

(11時15分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

67ページで小学校総務費委託料 景観整備業務で49万円を新規で計上して景観業務を委託したんですけれども、これによって、小学生の子供たちのどういう授業というか、校外活動でもって景観が整備されたのかをお伺いしたいと。その効果をお伺いします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

ご質問にお答えいたします。

景観整備事業、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、危険倒木の伐採ということで、委託することとしておりまして、子供たちの危険がないようにということで、立木を伐採させていただくということとしております。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

17ページ、職員手当の増減の明細で、職員数の異動状況が載っています。今現在退職2人ということで、幌延町のホームページでも、介護福祉士、土木の方、まだほか臨時の職員もおるんですけれども、とにかくこの2人の部分は今後どういうふうに、未だに見つかっていない、未だに募集されている、もしも見つからなかった場合、どういうふうに、対応していくのか。その辺についてお伺いします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

退職の補充につきましては、ホームページあるいは、ハローワークもあろうかと思うんですけれども、鋭意、補充できるように努力はしているんですけれども、何分にも、特に技術系の職員というのは民間でもそうですけれども、なかなか採用が難しい状態になっています。ですども、引き続きですね、今後学校訪問等しながらですね、人材の確保に努めていきたいなと思っています。一般事務職につきましては、不足する部分については社会人枠等の枠を使ってですね、早急に補充できるような体制を敷いていきたいなというふうに考えてございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

最悪の場合ですね、見つからなかった場合ですね、学校訪問してもこういう時期ですから、探していなかった場合、例えば土木職ですね。この建設の資格のある方、それからいろいろ手続きとかいろいろやる上で、今の人数でこの予算を今後のね、仕事の上でも可能なのかどうなのかお伺いします。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

技術職が担ってる仕事の部分でですね、事務的にできる部分もいくらかあると思いますので、その部分は、事務職を少しまわすなどして、技術職にかかる負担を少し軽

減できるような体制を取っていききたいなというふうに考えてございます。

議 長 植 村 敦 君
他にありませんか。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

それでね、例えば道職員の派遣をお願いするとか、そういう方法は考えてないですか。もう全部、学校訪問とハローワークだけに頼るといふことでよろしいんですか。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

今、農業部門につきましては、北海道のほうからの派遣を依頼しているところです。ただ、建設関係の技術部門については、なかなかすぐに来ませんので、なるべく技術者採れるように今も募集はしてますけども、なかなか中途採用で来てくれる方はいまして、今の時期から学校訪問して、新年度しっかり新規採用は採れるような形でいまのところ考えております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

もう1点はですね、幌延町は、秘境駅を利用して、いろいろ観光客の誘致とかしてるけども、今、町内の商店とかでも、秘境駅の物品ですね、これ売ってますけど、一部もう無いものもありますよね。例えば、携帯のクリーナーとか。糠南駅は、大変ファンがいて、糠南駅のはもう無いと。どこいっても無い。けども、欲しい人はいっぱい観光客とか、今現在、駅を訪れる人も希望している方もいるようです。例えば、ふるさと応援推進事業で記念品とか25万3千円も減にした。その後予算を使ってもね、そういうのを改めてまた作っていく、そういうことは考えられなかったのどうかお伺いします。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

携帯クリーナーにつきましては、秘境駅ファンがどれだけいるのかっていう調査も含めて、作成させていただいたところで、第1弾の糠南が全て出しているものが売れたという状況でございます。

町でグッズを作るっていうのは、先ほど申し上げたように秘境駅ファンを把握するという意味で当初始めておまして、一定程度売れ行き等もございまして、今後ですけども、新しい商品ですとか、秘境駅関係のグッズの販売っていうのは、今考えておりますが、株式会社トナカイ観光牧場のほうで、一括してですね、取り扱おうというような形に考えております。なので、今のホロカルでの販売、秘境駅グッズの作成については、そちらのほうで今後考えていこうというような形で、ちょっと今欠品しておりますが、そういうような状況でございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

ホロカルのほうでやっていたのトナカイ観光牧場のほうにお願いしてやっていこうという考え方でよかったですか。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

グッズの販売という意味ですね。ホロカル自体は町の協力隊の運営でやってますけども、グッズの取り扱いを株式会社幌延町トナカイ観光牧場に移行しようという考えでございます。

議 長 植 村 敦 君
よろしいでしょうか。

(齋賀議員「はい」)

5 番 鷺 見 悟 君
幌延町の基金についてお伺いします。

28ページには、平成30年度の前後で増えた、補正では減ってるわけですけど、それでも今現在では、50億ぐらいの基金がある。平成31年度では若干2億ぐらい使う計画なってるんだけど、町として町長は基金はどのぐらいが適正規模と考えているのか、もしくは町の財政運営上にこれぐらいの基金でやりたいっていう、そういう方向性はあるのか。それについてお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

基金全体でどのように今後使われて、どの程度までこの残すかというご質問だと思っております。

ただこの基金、今までも先代の方々がきちっと自立プランを立てながら、こういうふうにして、貯めていただいたということですので、地域振興全体で人口減少にならないための起爆として、メリハリをつけた中のこの基金の運用をしながら、活性化に一步でも進めるというために使わせていただくという方針は決まっていますけども、どこまで、どのような金額を使うのかということだけは、未だ金額的に明示できるものではないと私自身は考えてます。

5 番 鷺 見 悟 君

平成12年、13年頃からですね小泉改革で、地方交付税は減額になった。その後ですね、町の財政指数の改善みたいなことで、盛んに基金の積み立ても増額してきたわけですけど、今の交付税からいうと、当初の12億から見れば22億も出ているし、それから財政的には、大いに使っても構わないと思うんですけども。

大都市なんかでね、例えば東京都23区内だったら、地方交付税も入らないし、北海道だったら、泊村以外は全部地方交付税貰ってるわけですけども、大都市の場合、例えば東京の文京区だったら、約680億円ぐらいの基金があるんです。23区内だったらほとんど、数100億から千億を超える基金を地方交付税も特別交付金も無しで、それだけ貯め込んで、それが大都市ではむしろ貯め込むことがステータスみたいな感じになって、何か丸きり使わないみたいなことが大問題になってくるわけですけど、やはり幌延でも、きちっとした方向性、ただ基金が多いよ、備荒貯金が多いよっていうことだけじゃなくてですね、やはり今言った地方創生会議だとか云々で、その人口抑制とか云々っちゃうことになれば、やはりどうしても、今の時点ではむしろ使わなきゃいけない段階になってるんだっていうふうに思うんですけども、もう少し協議されてですね、交付税も町の人口抑制とそれから活性化に使うことを含めて、基金を有効に使ってほしいというふうに思います。

町 長 野々村 仁 君

議員おっしゃるとおり、のべつ幕無くただらと使うということではなくて、やっぱりスポット的にきちんとメリハリのあるような使い方をしながら、幌延がどうあるべきかという方向で使わせていただくということには、今までも同じく基金を結構使

わせていただいておりますけども、そういう方向で使ってきたという、そういう思いでおります。

今後についても、どういう形でこういう基金を運用しながら、町の人たちがここに住んでよかったと思える町ということ自体、またここにおいても幸せに暮らしていけるという思いがやっぱりこの基金を使わせていただきながら残れるようなそういう政策を皆さんとお考えながら使っていくべきとそのように考えてます。

議 長 植 村 敦 君
鷺見議員、よろしいでしょうか。

(鷺見議員「はい」の声あり)

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号「平成30年度幌延町立診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 早 坂 敦 君

議案第3号「平成30年度幌延町立診療所特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正は、年度末を迎えるにあたり、決算見込みにより精査した結果に基づき補正するものであります。

1ページをお開き下さい。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ606万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,223万円にしようとするものであります。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分等ごとの補正額につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。まず歳出ですが、18ページをお開き下さい。

1款1項1目 診療所費の診療所人件費ですが、決算見込みによる精査の結果、職員手当33万1千円の増額補正です。診療所業務費ですが、こちらも決算見込みによる予算精査の結果、医薬材料費で49万4千円。手数料で28万円。委託料で18万円。医療機械器具費で13万4千円。消費税及び地方消費税で11万9千円それぞれ減額補正です。医療技術職員住宅整備事業ですが、各業務の契約締結による不要額として、委託料で87万8千円。工事請負費で475万2千円それぞれ減額補正です。

2目の医師業務強化費ですが、出張医の勤務日程調整や食糧費の精査により医師業

務強化費全体で44万6千円の増額補正です。

続いて歳入ですが、16ページをお開きください。

歳入につきましては、全て決算見込みによる精査結果の補正であり、1款1項1目診療所使用料は、入院料で239万2千円。外来診察料で235万3千円。予防接種料で82万4千円をそれぞれ減額補正。その他使用料は、医療用材料売払料で94万9千円の増額補正です。

また、4款1項1目診察受託収入では、診察受託料で157万8千円の減額補正となっております。

1段戻りまして、2款1項一般会計繰入金は、歳入歳出の予算調整の結果を財源調整しております。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号「平成30年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

議案第4号「平成30年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、歳入では、国保総合システム等改修に係る道支出金の増、現行予算で一部留保していた平成29年度からの繰越金の計上によるもので、歳出では、国保総合システム改修に係る負担金、システム機器更改完了に係る執行残の精査、前年度交付金の確定に伴う返還金の増、平成32年度以降の保険税負担軽減財源を目的とする基金積立金の増などによるものであります。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に2,779万5千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億2,354万5千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、歳出、歳入の順で、その概要を説明いたします。

まず、歳出ですが、8ページをお開きください。

1款1項2目 連合会負担金では、国保連合会より提供されている国保総合システムについては、昨年8月診療分からレセプトの併用化が実施されておりますが、レセプト情報を集計、抽出する機能を向上させ、交付金申請業務の一層の適正化、事務効率の向上を図るための改修負担金として5万円を増額しております。なお、改修負担金については、歳入2款1項1目2節の保険給付費等交付金により全額補てんによりされます。

6款1項1目 特定健康診査等事業費では、総合行政システム機器更改業務の完了に伴う執行残の精査により、4万3千円を減額しております。

7款1項1目 償還金では、本年度の制度改正に伴い、廃止となった高額医療費共同事業負担金の精算により、返還金が生じたため、11万4千円を増額しております。

8款1項1目 基金積立金では、平成32年度以降の保険税負担軽減財源として、これまで計上を一部留保していた繰越金等を財源に、2,600万円の積み立てを行うため、2,599万円の増額をしております。

次のページをお開きください。

9款1項1目 予備費では、払い出し精査による財源調整のため、168万4千円を増額しております。

次に、歳入ですが、6ページをお開きください。

2款1項1目 保険給付費等交付金（特別交付金）では、歳出1款1項2目 連合会負担金で計上した国保総合システム改修負担金の補てん財源として、歳出同額の5万円を増額しております。

5款1項1目 繰越金では、現行予算において計上を一部留保していた繰越金額の全額を計上し、2,774万5千円を増額しております。

以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号「平成30年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 藤井和之君

議案第5号「平成30年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正は、年度末決算の見込みによる予算額の精査によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から380万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ5,409万円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

まず、歳出ですが、8ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費では、総合行政システム機器更改業務が完了したことに伴い、3万1千円を減額しております。

次に、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料等負担金では、保険基盤安定負担金の額の確定などで、42万5千円の減額、療養給付費負担金は、平成29年度の療養給付費精算額の確定及び今年度の負担金額の確定により、335万円の減額で、あわせまして、合計377万5千円を減額しております。

次に歳入であります、6ページをお開きください。

2款1項 一般会計繰入金は、総合行政システム機器更改業務が完了したことに伴い、1目 事務費繰入金を3万円の減額、負担金の額の確定により、2目 保険基盤安定繰入金を47万1千円の減額、3目 療養給付費繰入金は、先ほど、歳出の2款1項1目でご説明しましたとおり、平成29年度の療養給付費精算額の確定及び今年度の当該負担金の額の確定により、335万円を減額しております。

3款1項1目 繰越金は、出納整理期間中に納入された前年度の保険料4万5千円を増額しております。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議 長 植村 敦君

これより、質疑に入ります。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号「平成30年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 早坂 敦君

議案第6号「平成30年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の要因は、年度末を迎えるにあたり、決算見込みよる精査した結果に基づく補正であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から、3万5千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億7,786万4千円にしようとするもので、補正の結果、事業勘定別の内訳は、保険事業勘定が2億6,935万9千円に、介護サービス事業勘定は、現行予算額どおりの850万5千円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出ですが、1款1項1目の一般管理費は、総合行政システム機器更改業務の契約締結による不要額として、委託料で3万5千円の減額補正です。

次に歳入であります、6ページをお開きください。

6款 繰入金では、歳出の補正について繰入基準に基づき算定し、事務費繰入金で3万5千円の減額補正となっております。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議 長 植村 敦君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号「平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第7号「平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因につきましては、歳出における事業執行精査、並びに水道使用料について、当初予算を上回る収入が見込まれることによる増額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万8千円を増額し、歳入歳出の総額を5,222万7千円にするものであります。

第2項の第1表 歳入歳出予算補正につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

以下、歳出 歳入の順にご説明いたします。8、9ページをお開き願います。

1款1項1目、水道管理費の委託料につきましては、事業執行により不用額が見込まれることから9万8千円を減額するものであります。

4目 積立金の建設改良基金、91万6千円の増は、現行の収支見込みにおいて財源に一部余裕があることから、これを積み立てるものであります。

次に歳入であります。6、7ページにお戻り願います。

2款1項1目 水道使用料は、北海道北部送電網共同企業体の現場事務所建設により、当初予算を上回る収入が見込まれることから、70万円を増額するものであります。

2項1目 水道手数料につきましては、給水装置設置工事件数の確定により11万8千円を増額するものであります。

以上、議案第7号「平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明といたします。

議長 植村敦君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号「平成30年度幌延町下水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第8号「平成30年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業の執行精査による減額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,797万8千円を減額し、歳入歳出の総額を1億6,268万4千円にするものであります。

第2項の第1表 歳入歳出予算補正につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の第2表 地方債補正であります。4ページをお開き願います。

個別排水処理施設設置工事並びに下水道管理センター等長寿命化設備等更新工事の起債対象事業費が減額になりましたので、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業の限度額570万円を110万円に、下水道施設改修事業の限度額1,160万円を560万円にそれぞれ減額するものであります。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。10、11ページをお開き願います。

1款1項1目 一般管理費の一般職給料141万円の増は、起債対象事業費の減額により、事業費支弁の給料分を増額するものであります。

2目 施設管理費の委託料は、事業の執行により不用額が見込まれることから、下水道管路維持管理53万円、下水道台帳補正11万9千円、下水道ストックマネジメント基本計画19万5千円をそれぞれ減額するものであります。

3目 施設整備費の汚水樹設置工事につきましては、年度内の設置が見込まれないことから、181万5千円を減額するものであります。

下水道施設改修事業については、事業の執行により不用額が見込まれることから、事業費支弁分の一般職給料75万円、下水道管理センター等長寿命化詳細設計59万1千円、借上料36万円、下水道管理センター等長寿命化設置等更新工事1,696

万7千円をそれぞれ減額するものであります。

5目 個別排水施設整備費につきましては、事業の執行により不用額が見込まれることから、事業費支弁分の一般職給料56万円、設計測量調査120万5千円、個別排水処理施設設置629万5千円をそれぞれ減額するものであります。

次に歳入であります、8、9ページにお戻り願います。

1款1項1目 下水道分担金は受益者分担金の確定により23万円の増額であります。

2目 個別排水分担金は受益者分担金の確定により5万円の減額であります。

3款1項1目 下水道国庫補助金は社会資本整備総合交付金の確定により750万円を減額するものであります。

4款1項1目 一般会計繰入金については、歳入歳出の精査により1,006万7,000円の減額となっております。

6款1項1目 下水道事業債の個別排水処理施設整備事業並びに下水道施設改修事業の減額につきましては、第2表地方債補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第8号「平成30年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

7 番 高 橋 秀 之 君

さっき簡易水道のほうでもあったんですけど、風力送電網の元町の宿舎なんですけども。多分、下水道も繋いでると思うんですけど、その工事をやっても、汚水枘設置工事でマイナス168万5千円っていうお金が出てきているのかを伺うのと、それで、もう1つは使用料のほうなんですけど、水道料、その関係で70万円増えているのに対し、下水道の使用料でいくと9千しか増えてないんですけど、この9千円の中には、風力送電網の宿舎部分の使用料っていうのも含まれているのでしょうか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

まず1点目、汚水枘の設置工事だと思うんですけども、送電網の事務所が設されているところについては、公共汚水枘が設置されてましたので、新たに設置するということはなかったということです。

2点目は、基本的に簡易水道については、下水道もそうなんですけれども、対前年の人口減に基づいて使用料の算出は行ってます。大体、近年の人口の推移で1%減ぐらいかなというふうに簡水、下水使用料のほうは翌年度の算出はしてます。

今、高橋議員おっしゃった簡水のほうで増えて、下水のほうが増えないのかっていうふうなことだと思うんですけども、単純に下水道のほうはですね、下水道区域内

の人口というか接続戸接続件数はもちろん減ってはいないんですけれども、下水道繋いでいるところが、簡易水道を使っているところが必ずしも下水道使っているということではないんですよ。なので、単純にそれが下水道のほうに影響してくるということではないということなんです。何で私も実はどうしてかなと思ったんですけれども、そういうところが原因かなと考えています。

議 長 植 村 敦 君
他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、13時10分まで休憩します。

(11時58分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15 「平成31年度 町政執行方針」並びに「平成31年度 教育行政執行方針」を行います。

町長、教育長から、順次、執行方針の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

平成31年第1回幌延町議会定例会の開会にあたり、平成31年度のまちづくりに臨む私の所信と施策の概要を申し上げます。

昨年、私は、幌延町長選挙において多くの皆様方のご支援により再び町政を担わせていただくことになりました。これまで、議員をはじめ町民の皆様のご理解とご協力により、そして職員の皆さんの支えにより、町政運営を進めてくることができましたことに心から感謝を申し上げます。皆様方のご期待にお応えすべく、今後も、官民一体となって協力し合いながら、「みんなの力で夢を育む街(ほろのべ)」づくりに向けて取り組みます。

今年、天皇陛下がご退位され、皇太子さまがご即位される、大きな節目の年であり、平成最後の年であります。

幌延町における、これまでの30年間を振り返ってみますと、平成の前期では、官民一体となって原子力関連施設誘致に取り組み、核抜きの研究施設として、幌延深地層研究センターを立地させることができました。その一方で、トナカイの飼育や観光資源化、青いケシの栽培、黒毛和牛の導入、風力発電所の稼働、幌延地圏環境研究所の開設など、新たな産業おこしへの取組が進められました。また、家畜保健衛生所が

建て替えられた他、有限会社幌延町畜産振興公社や酪農ヘルパー利用組合、合併による幌延町農業協同組合、乳牛検定組合の設立など、基幹産業である酪農畜産の振興を図るための仕組みづくりや組織の強化が進められました。保健福祉の分野では、特別養護老人ホーム・デイサービスセンターこざくら荘や保健センター、在宅介護支援センター、知的障害者のグループホームなど、生活面では、町道や公営住宅、公共下水道、個別排水処理施設、総合スポーツ公園が整備されるとともに、ごみ処理施設西天北クリーンセンターやリサイクルプラザが整備され、ごみ処理の有料化が始まるなど、産業や生活の基盤が次々と整えられてきました。しかし、過疎化という大きな波はこれらの施策の防波堤によって幾分威力を抑えることはできたものの防御しきれず、離農や公共事業の減少等により、農業や建設業への就業者は減っていきました。

平成の後期では、深地層の研究が順調に推進され、町では経済的な恩恵を受けました。一方、昭和時代に整備された公共施設等が更新期を迎え、生涯学習センターや認定こども園、保育所、消防庁舎及び分遣所、診療所、北星園、郵便局、駐在所などが建て替えられるとともに、酪農担い手育成センターを設置した他、地域営農集団を母体としてTMRセンターが設立され、コントラクター事業が開始される等、地域農業を支える取組が行われました。また、子育てや高齢者・障がい者等の生活福祉、救急医療などソフト面での環境改善や体制整備も図られました。新規の取組、整備としては、情報通信施設の整備と告知端末機の運用、地デジ放送、放課後児童保育が開始されました。また、国道40号幌富バイパスが開通し、行政区域が宗谷管内に移管となり選挙区も変わるなど、宗谷・稚内との結びつきが深まりました。しかし、生産年齢人口の減少は依然衰えず、農業や商工業の担い手不足が顕著となりました。

この間の人口増減等を統計データで表しますと、国調人口では平成2年の3,327人から平成27年は2,447人と25年間で880人、率にして26.5%減少しました。年齢三階層別人口では、15歳未満が672人から320人に半減、構成比は20.2%から13.1%に、15歳から64歳までの生産年齢人口が2,222人から1,478人へと3分の2に減少、構成比は66.8%から60.4%に、65歳以上が433人から649人へと1.5倍に増加、構成比は13.0%から26.5%に変化し、人口減少と少子高齢化の進行が明らかです。産業別就業者数では、就業者総数が1,798人から1,345人と453人、率にして25.2%減少しました。そのうち大きく減少した業種は、農業が436人から251人と42.4%減少し、建設業は285人から107人と62.5%減少し、卸売、小売業が199人から100人と49.7%減少しました。

こうした状況が今後も続いていくと、消費の縮小や労働力不足等により事業所の撤退や廃業など雇用環境・規模の縮小を招くことになり、さらなる人口の流出を引き起こすだけでなく、高齢化の進展と相まって集落機能の低下が顕在化して、日常の買い物や医療・介護など住民生活の維持に欠かせない社会・地域サービスの低下や児童生徒の減少による教育環境の変化へとつながっていき、これらへの対応がより大きな課題となります。

したがって、人口減少の拡大は地域社会の維持にとって憂慮すべき深刻な問題なのです。

次に、まちづくりの基本姿勢について申し上げます。

私は、先に述べました幌延町の現状を改善するために、1期目の4年間においては、人口減少対策、産業振興、暮らし良いまちづくりの三つを柱に据えてまちづくりを進めてきました。

未来に向けて幌延町を維持し発展させていくためには、人口減少を止め、あるいは緩和させるとともに、人々がこのほろのべで暮らし続けたい、新たに住んでみたいと思うまちの魅力が必要です。

それは、自然の恵みであり、生活環境の快適性や利便性・多様性であったり、保健・福祉・医療・防災等がもたらす暮らしの安心感、子育て環境や文化教育環境の豊かさなど行政サービスの量や質であるでしょう。また、隣近所の付き合いや助け合い、新たに住人となった者を温かく迎え接する私たち住民の心でもあります。また、人々が生活を営み続けるには所得を得るためのしごと・働く場が必要不可欠であり、そのしごとの多様性や稼ぐ力も生きがいや充実感・満足感をもたらすまちの魅力の一つです。そして、そのしごとは人によって生み出され、継続され、成長していきます。さらに、人々が得た所得は地域に還元され、それがまちづくりやしごとづくり、人づくりへと循環していきます。このように、しごと・人・まちは互いに結びつき相乗することにより、まちに活力をもたらし、その活力によってさらにまちの魅力が高まっています。

私は、2期目の4年間は、三つの基本施策は継続しつつ、これまで諸先輩が築いてこられたまちの有形無形の財産を守り育てていくとともに、そこに一鍬加え新鮮な空気と栄養を入れながら、町民の総力をあげて、みんなの力でしごとづくり、人づくり、まちづくりを進め、人口減少に歯止めをかけ地域を活性化して夢を育む街（ほろのべ）を創るべく、粉骨砕身の思いで事に励んでいく所存です。

次に、予算編成について申し上げます。

平成31年度の予算は、今後の中長期的な歳出見込みを勘案したとき、上下水道や道路橋梁、高層公営住宅、学校など町有施設の補修や長寿命化対策などに多額の費用を要することが見込まれることから、町財政の健全性に配慮しながら、しごとづくり、人づくり、まちづくりを推進すべく編成を行いました。

とりわけ、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業については、人口減少対策を推進するため、事業費で1億8千万円ほどの予算を計上しています。また、近年の異常気象の多発や昨年のブラックアウトの経験により、地域防災力の向上と情報伝達力の強化が急務と判断し、財源の重点配分を行いました。

継続事業は事務事業評価を実施して事業の点検と見直しを行い、消費的経費は極力抑制しました。

また、投資的経費は事業を絞り込み、産業の振興とくらしの安全安心、子育て・教育環境の充実に重きをおくとともに、社会資本の長寿命化にも配慮し予算編成を行いました。

なお、平成31年度に実施を計画している事業のうち、事業計画等の策定に時間を要するものについては、今後の補正予算により対応したいと考えています。

以上の結果、平成31年度の当初予算は、一般会計50億1,500万円、特別会

計12億1,505千円、合計62億3,005万円となりました。

次に、私が2期目の公約に掲げた六つの基本目標に沿って、今年度の主な施策を申し上げます。

はじめに、町民と行政との協働のまちづくりについて申し上げます。

まちづくりは、町民の地域に対する想いに始まり、それを形にしようとする行動力とそれを支える行政職員の熱意・専門能力により成り立っていく協働作業であると考えます。

そのためには町民と行政が対話と情報共有を重ね、理解し合いながら、自助、共助、公助による役割分担と連携によって、まちづくりを進めていくことが必要です。

多様化する行政ニーズを把握し町政に反映させていくため、町政懇談会や各種会合の場などにおいて広く意見をお伺いします。また、広報誌や町ホームページ、わが町の家計、出前講座などにより、分かりやすい情報の提供に努めます。行政情報や防災情報の発信を行う告知放送サービスは告知端末機の保守年限が近づいていますので、今年度配信環境のクラウド化とIP告知端末機の更新を行います。

協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくり活動支援事業による補助金と施設使用等で町民主体の新たな取組や活動を支援していきます。

また、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と、集落生活圏外との交通ネットワーク化が必要となります。あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プラン策定と、地域の課題解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための地域運営組織や拠点の形成が必要となります。今年度は、集落機能維持に向けた予備調査事業として地域コミュニティ形成事業を実施するとともに、今後の国・道の地方創生事業の活用や集落機能維持のキーマンともなり得る集落支援員・地域おこし協力隊等の活用も視野に入れながら調査事業、モデル事業への移行を検討していきます。

行政運営の計画的かつ総合的な基本指針である第5次幌延町総合計画と幌延町人口ビジョンに基づく総合戦略は、今年度が計画期間の最終年となりますので、次期総合計画及び総合戦略の策定に向けて今年度より作業を開始します。また、効率的な行政運営を推進するため、自治体ネットワークサーバー及びパソコンを更新します。

次に、夢と活力あるまちづくりについて申し上げます。

北海道の農業・農村は、日本の食料生産基地として、安全で良質な食料の安定供給と、食料自給率の向上などの役割が求められているほか、美しい景観や国土と環境の保全など多面的機能の発揮が期待されており、幌延町も酪農王国北海道の一員として、その一翼を担っています。

しかしながら、本町の酪農畜産を取り巻く情勢は、多国間や二国間における経済連携協定により、乳製品等に対する関税撤廃や大幅な削減が行われ、安価な国外製品との価格競争により国産乳製品に対する受給動向に不透明さが増したことに加え、農村を支える担い手の減少や耕作放棄地発生懸念、労働力不足を背景とした生産性低迷への対応など、様々な課題に直面しています。

このような中、私は、将来を見据えた酪農畜産の持続的発展と競争力の強化を図るためには、広大な土地資源を活かした飼料増産により飼料自給率を高め、飼料生産基

盤に立脚した経営の再確立と環境保全型・地域循環型生産構造の再構築に向けて、草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えています。

農業振興地域整備計画策定事業を実施し、町内における農用地等の現況を整理するとともに土地利用の動向など基礎調査を行い、農業振興地域の保全と計画的な農業施策を推進します。

草地型酪農と肉用牛生産を展開するため、農業基盤整備事業を推進し、生産性の維持と向上を図ります。

上幌延開進地区と問寒別地区において道営畑地帯総合整備事業を実施し、農業用水道施設の改修と統廃合を進めていきます。なお、問寒別地区の道営事業はあと3年ほどで完了する計画ですので、配水管からの引込み施設である給水管の整備に向けて今年度から調査設計を進めます。

下沼地区において飲雑用水施設改修事業等を実施し、浄水場のシーケンサや取水施設に非常用発電機を設置するとともに、漏水探査用量水器を更新して用水の安定供給を図ります。

農業用排水路及び農地機能の回復等を図る幌延地区国営総合農地防災事業については、事業が円滑に実施されるよう協力していきます。また、農地防災事業の対象外となった基幹的排水路については、農業用排水路改修事業により土砂除去を行い、支線や付帯排水路内の滞水状況を解消して、農地機能の保全と農作業の効率化を図ります。今年度は下沼3号幹線明渠排水路での実施を予定しています。

かんがい排水施設を適切に管理していくため、幌進貯水池管理システムの電磁流量計を更新します。

耕作放棄地の発生防止と農業の持つ多面的機能を維持し増進させるため、中山間地域等直接支払事及び多面的機能支払事業を推進します。

町営牧場については、農家からの預託頭数が減少傾向にありますが、農家の省力化、低コスト化と本町の酪農を支える牛づくりのために重要な施設ですので、適切な飼育管理に努めつつ今後のあり方について検討していきます。

乳牛検定組合や生乳成分検査事業への補助により乳質の改善を促し良質な生乳生産地化を図ります。

生乳生産拡大事業を実施し、農家への初妊牛購入補助によって経産牛飼養頭数の増加を進め地域農業生産力の維持・向上を図ります。

酪農・肉用牛増産近代化施設整備支援事業を実施し、生産施設及び機械設備の整備に対する補助を行い、施設の規模拡大による生産基盤の強化と近代化施設の整備による労働負担の軽減を図ります。

また、地域全体で生乳生産量を増やす事とともに、家族経営が難しくなりつつある経営体への対応や地域農業の担い手の確保・育成といった課題解決策の一つとして農業法人の設立又は誘致について農協とともに検討を進めていきます。

幌延町酪農担い手育成センターが実施する新規就農者の乳牛導入や、酪農実習、酪農青年の婚活事業等に対し支援し、農業に意欲のある担い手の確保と育成を図ります。また、新規就農者支援事業及び農業次世代人材投資事業を実施し、町内で新たに就農した農業経営者の自立と経営安定を図ります。なお、今後も関係機関と連携しながら、

担い手の発掘と施策の推進に努めていきます。

家畜ふん尿をバイオガスプラントで有効活用しバイオガス消化液による環境保全型の酪農業を推進するため、幌延町バイオマス産業都市構想に基づきバイオガスプラントモデルやシステムの構築を進めます。今年度は地域勉強会や農家ヒアリング調査、事業運営組織の検討を行うとともにモデルプラントの基本仕様を作成します。

酪農ヘルパー利用組合への支援や酪農支援対策事業により農協が実施するコントラクター事業の機械整備について補助を継続し、労働力不足の解消と生産コストの削減などを進め、経営体質の強化とゆとりある農業経営を推進します。

家畜伝染病救済対策事業を実施し、牛サルモネラ症等の家畜伝染病発生農場に対し生産者が相互で行う扶助を支援し、被災農家の経済的損失緩和を図ります。

森林の有する地球温暖化防止や災害の未然防止・国土保全、水源涵養、保健・保養などの様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備等を進めていくことは国土や国民の命を守ることに繋がります。

国では、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点と、森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林管理を行う新たな取組を支えることを目的に、森林環境税とこれを森林の整備等に使う森林環境譲与税を創設しました。なお、譲与税の交付については、森林現場の課題に早期に対応する観点から課税に先行して今年度から開始されます。このため、町では基金を造成するとともに今年度から森林整備促進事業を実施し、地域林政アドバイザー制度を活用しながら民有林等の整備を推進します。

商工業は、人口減による売上の減少に加え、ネット通販の増加や消費・投資の町外流出などにより厳しい経営環境が続いており、また、経営継承者や技術者、従業員の確保が大きな課題となっています。

私は、商工会など関係機関と連携して、商工業者の経営力向上や事業継続、従業員の確保・育成に係る取組等を支援するとともに、観光振興や研究・エネルギー事業を推進して経済の活性化を図ります。

商工会育成事業により商工会活動の育成強化を図るとともに、商工会が実施するプレミアム商品券の発行を支援し町内消費の拡大を図ります。

また、協働のまちづくり活動支援事業やまちづくり事業により、商工業者が行う新たな取組や起業を後押しするとともに、商工業等振興促進事業を実施し、店舗、事務所、社宅等の新築や改修等を補助して商工業者の経営持続や開業等を誘導します。

中小企業融資事業や商工業経営安定対策事業により利子や保証料を補助し、また、商工業経営力向上促進事業により設備投資に対する補助を行って商工業者の経営基盤の安定強化を図ります。

商工業人材育成支援事業及び雇用促進事業により、従業員の研修や資格取得、正規雇用者の増員に対し補助し、後継者や従業員の育成と人材確保を支援します。

観光について、町では、宗谷地域を訪れる観光客の交流点となり、幌延町にしかない資源を活かした体験・経験を提供するなどして、観光振興を通じてまちが潤い元気になることなどを基本理念とする幌延町地域振興観光計画を策定し、アクションプラ

ンにより具体的な取組を進めることとしています。アクションプランには、既存観光施設の魅力向上と北海道大学天塩研究林を活用した教育型プログラムや四季に応じた体験メニューの開発など自然資源の活用が盛り込まれ、また、秘境駅等の鉄道資源やサイクリング、カヌーなど幌延らしい新しい観光の創出と滞在メニューの開発を図ることや、地域特産品の開発、情報発信の強化、交流拠点の整備なども盛り込まれています。

今年度は、関係者と連携しながら地域おこし協力隊事業を推進し、体験メニューや教育型プログラム開発のためのツアーやレストランガイドの作成、ノースガーデンのブランド化戦略、ミズナラ材を使った特産品開発等を進めます。また、スノーカイト大会への開催支援を継続します。

また、幌延町・豊富町広域観光促進事業を実施し、共同でモニターツアーや観光パンフレットの製作を行って両町の観光スポットなどを巡る周遊ルートの構築を進めます。

トナカイ観光牧場やビジターセンターなど既存観光施設の適切な管理と魅力向上に努めます。今年度は、トナカイ観光牧場の外構補修工事を実施します。また、幌延町と宗谷地域における交流・交通の要所となる拠点の整備について検討協議を進めます。

協働のまちづくり活動支援事業などによりほろのべの資源を活用した地場産品づくりや特産品・お土産品開発への取組を支援するとともに、観光振興計画に基づき幌延産食ブランド創出に向け、商工会、町内飲食店と連携を図りながら町産食材の新たな活用の可能性を追求します。

ふるさと納税を原資とするふるさと応援推進事業は、地場産品づくりによる返礼品の充実と業務効率の向上を図りながら増収に努め、寄附者の期待に応えられるよう寄附金を適切に運用していきます。今年度は、返礼品に幌延産木樽熟成ワインを追加するとともに、ふるさと納税管理システムを導入して事務負担の軽減と業務の効率化を進めます。

また、北海道大学天塩研究林と連携して、幌延町産ミズナラ材を使ったワイン樽の試験製造やワイン用ぶどうの試験栽培に取り組みます。

深地層の研究については、原子力機構が平成31年度末までに今後の方針を示すことになっており、これまでの経緯や三者協定、深地層の研究の推進に関する条例を十分に踏まえて対応していきます。

また、その他の調査・研究についても協定や条例の趣旨を踏まえ誘致又は受入れを図っていきます。

幌延地圏環境研究所では、天北炭田の褐炭層や珪藻岩層等に含まれる未利用有機物を微生物の作用によりバイオメタンに変換する技術の開発を進めており、地下環境有機物を新たな資源として利用することが大いに期待されますので、技術開発が円滑に進められるよう支援していきます。

道北地域における有用な資源である風力エネルギーを活用するための送電網整備実証事業が民間事業者により進められており、送電線整備工事着工とともに工事関係者の拠点が幌延町に設けられましたので、事業の円滑な推進に協力していきます。

次に、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについて申し上げます。

人を支え、地域を支え、まちを興していくのは人であり、まちづくりの基本は人づくりにあると考えます。

次代を担う子どもたちが郷土に愛着と誇りを持ち、そして将来への夢と希望を抱き、その実現に向かおうとする意欲と能力、行動力を育むため、教育環境の整備を進めます。特に、高度情報化社会やグローバル化社会に対応した教育内容・環境の充実と特別支援教育や本町の特性を活かした教育の充実に力を注ぎます。

児童生徒や教職員のICT活用能力の向上を図るため、幌延情報教育センター事業への支援やICT機器整備を推進します。また、外国語指導助手や学習支援員を引き続き配置するとともに、幼・小・中外国語教育の連携を進め、外国語教育活動の推進と環境整備を図ります。

児童生徒の学習意欲の向上と基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、漢字検定や英語検定の検定料を助成します。また、給食用牛乳や地元食材等の購入補助を実施し、保護者負担の軽減を図ります。

社会教育の分野では、各々が生涯をとおして豊かに学び、生きがいを実感できる社会形成が望まれており、幼児から成年、そして高齢者まで、それぞれの年代に応じた多種多様な学びの機会創出と環境づくりを図っていきます。

老朽化に伴う施設の改修については、計画的に実施していきます。今年度は、冬期間スキー場ロッジとして使用している共進会場管理棟を東ヶ丘スキー場管理棟として大規模改修し、トイレを水洗化します。また、総合スポーツ公園野球場の受電設備等の改修を行います。

私は、総合教育会議において協議し策定した幌延町教育大綱に沿って、未来の幌延町を担う子どもたちの健やかな成長と、創造性豊かな生涯学習社会の実現に向けて、幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重しながら、学校教育及び社会教育の充実に配慮していきます。

次に、健やかに安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

多くの人は住み慣れたまちや家で、健やかに安心して暮らしたいと願っていますが、住民の福祉に対するニーズが増大し多様化する反面、少子高齢化の進行や核家族化などにより、高齢者や障がい者、子ども等を家族や地域で支える力が弱まっています。

その様な状況の中で、福祉サービスを必要とする人を支えていくために、住民や官民の多様な主体が参画し協働する地域での支え合い体制を構築して、基盤となるサービスや支援を行えるよう努めていきます。

また、今後の幌延町を支えていく若い人たちには、安定した生活と安心して子どもを産み育てていける環境が必要です。このため、家庭、地域、行政が連携して子育て支援の環境づくりを進めます。

町では自分の健康は自分で守るという考え方を基に、町民の健康保持を後押しするため健康増進計画に沿って保健事業を推進していますが、現計画の期間は今年度で終了することから、第2次幌延町健康増進計画を策定します。

疾病予防対策として、各種予防接種費用等の助成を行っていますが、65歳以上の町民を対象とした带状疱疹予防接種費用の助成及び禁煙外来治療費の一部助成を継続

します。

母子保健事業については、妊婦健康診査助成事業及び不妊・不育症治療費の助成を継続するとともに、新たに新生児の聴覚検査に対する助成事業を行います。また、母子の成長とともに生じる不安感や疑問等に対し、保健師と栄養士が連携して健康相談に応じるとともに、子育て支援センターとも協働しながら子育て支援を進めていきます。

町民の自主的な健康づくりを促進するため、いきいきブルピーポイント事業を推進します。

医療体制について、診療所における初期医療と24時間救急医療体制を確保するため、医療スタッフの確保と消防署との連携を図ります。また、町民が安心して暮らしていけるよう、2次・3次医療機関や保健・介護分野との円滑な連携に努めます。今年度は、人口呼吸器を整備して自発呼吸が困難な患者や救急搬送患者への対応力を高めます。また、診療所の国民健康保険診療施設化を行い経営改善を図ります。

低所得者の自立を図るため、関係機関と連携して要保護世帯の把握に努めるとともに、生活困窮状態への支援や生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。

高齢者世帯等に対し灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う、冬的生活応援事業を継続します。

独り暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう、高齢者生活支援事業により除雪や給食サービスを実施します。また、町内の社会福祉法人等と連携してホームヘルプサービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。

独り暮らしの高齢者世帯の安否確認や安全を24時間確保するため、緊急通報システムや安心バトンの設置を進めるとともに民生委員や民間事業者等と連携を図りながら、地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。

認知症等により判断能力が低下しても、安心して住み慣れたまちで暮らし続けていけるよう、社会福祉協議会に権利擁護に関する業務を運営する成年後見支援センターを設け社会福祉士を配置していますので、市民後見人へのフォローアップと町民への普及啓発や相談対応、申立等の支援に努めていきます。

介護保険事業は、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき運営しており、地域包括支援センターを中心に医療・保健福祉分野と連携し、また、地域住民とも協働して包括的支援体制の構築に努め、介護予防や重度化防止、そして要介護者等が居宅や施設で適切なサービスが受けられるよう取り組みます。

介護予防・日常生活支援総合事業として訪問型サービスや通所型サービス等を実施していますが、幌延福祉会こざくら荘と連携し実施している夕方デイサービスは、利用対象者へのさらなる周知を図ります。また、介護予防のために高齢者の心身・生活状況の把握や相談支援に努めるとともに、音楽療法士や作業療法士等を活用して閉じこもり予防のためのにこにこ教室や運動・口腔機能の向上を図るはつらつ教室を実施します。

包括的支援事業としては、認知症初期集中支援チームを中心に早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していくとともに、支援を必要とする軽度・独居の高齢者を

支える多様なネットワーク作りのため、ケア会議等を有効活用しながら検討していきます。また、今年度は認知症総合支援事業として住民に認知症を理解していただくための講演会を開催するとともに認知症サポーター向けの養成研修を実施します。

なお、介護保険の被保険者が介護サービスの提供を受けるにあたり、どの地域で、どの事業所を選択しても、個人負担額に地域間格差が生じないように、今年度から介護保険給付外交通費助成事業を実施します。

施設介護の中心的施設である特別養護老人ホームこぞくら荘は、収支不均衡が続いていますので、運営法人に経営努力を求めるとともに、運営費の一部と施設利用者の通院や送迎に使用する車椅子対応車両購入に対し補助します。また、ボイラーの整備設計に対し支援し施設の燃料費削減を図ります。

子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進していくため、今年度は第2期幌延町子ども・子育て支援事業計画を策定します。

次世代を担う児童の出産を奨励祝福するとともに、子育て家庭の育児支援強化と生活安定を図るため、出産祝金及び養育手当支給事業を継続します。

認定こども園の運営体制を確保し研修により職員の資質向上を図るとともに園庭遊具の保守点検を実施して、安心安全な保育サービスの提供に努めます。また、英語教育、自然体験学習、リズム教育などの幼児教育の充実を図ります。

子育て支援センターやファミリー・サポート・センターについても、利用者向け講習会や会員向け講習会等を実施し利用しやすい環境づくりに努め、育児支援を図っていきます。

放課後児童クラブの運営は、児童利用者の増加に対応し常時2名体制から3名体制とするよう、スタッフの増員を図ります。

障がい者福祉については、だれもが安心して暮らせる自立と共生のまちづくりを基本理念とし、すべての人々が違いを認め合い、個人として尊重され、共に支え合い、暮らしを共感し合うことのできる地域社会を目指し、第5期幌延町障がい福祉計画及び第1期幌延町障がい児福祉計画に基づき、支援やサービスの確保に取り組みます。

障がい者やその家族が安心して生活できるよう、自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに、在宅生活者の移動支援など、障がいの状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。また、町内の福祉施設や事業者等と連携しながら、障がい者の就労の場づくりと就労支援を図ります。

幌延町・天塩町・遠別町の3町で共同設置している子ども発達支援センターは、利用児童の増加やサービス拡充等に対応していくために、今年度から運営形態を基準該当事業所としての直営方式から指定事業所へ変更し民間事業者への委託方式とします。

障がい者等の経済的負担軽減を図るため、心身障がい者等が治療、検査、自立促進及び発達支援のために道内の専門医療機関等へ通院又は通所する場合の費用の一部助成を継続します。

知的障がい者の暮らしの場、生活支援の場となる幌延町立北星園については、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、業務が適正かつ円滑に管理運営されるよう努めます。

次に、自然に恵まれ安全で快適なまちづくりについて申し上げます。

幌延町は、緑が豊かで住宅や施設などが新しく、人も温かで、快適なまちとの評価をいただくことがあり、私たちの誇りとするところです。

これまで先人たちが切り拓き、整備してきた大地と社会資本を受け継ぎ、今後も、自然と調和した安全で快適なまちづくりを進めていきます。

道路整備について、国道40号幌富バイパス幌延インターの立体交差工事が進み、接続する天塩防災道路では本体工事や新たな天塩大橋の上部架設工事が着々と進んでいます。今年度も引き続き工事が継続されますので、早期完成に向けて国に要請してまいります。

道道稚内幌延線のホロノエル通りの歩道整備は、要望していた舗装化が進み今年度完了予定です。また、幌延郵便局前交差点から幌延小学校付近交差点までの道路整備は、今年度から設計に入る計画ですが、車両や通学児童等の歩行者が安全に通行できるよう、事業の推進に向けて北海道へ引き続き要請してまいります。

町道整備は、幌延下沼線、幌延3号線の道路改良を引き続き実施します。

橋梁は、ストック点検を24橋実施し、長寿命化修繕計画に基づき楓橋の架替設計を行い問寒橋の補修工事に着手します。なお、橋梁の点検と長寿命化には今後長期に亘り相当な費用負担が必要となってくることから、全管理橋梁90橋の点検一巡目の結果を反映させた新たな橋梁長寿命化計画を策定し、計画的な補修工事の実施に努めてまいります。

道路維持は、幌延8号線外のオーバーレイ舗装や南1丁目線の舗装打換え、北1丁目線外のクラック処理等を実施するとともに、除雪専用車の更新を行い、適切かつ計画的に維持管理を進めながら、道路交通の安全確保に努めます。なお、今年度は問寒別地区の除雪機械保管施設確保のため、新たな除雪センターを整備します。

鉄道は、宗谷本線の名寄～稚内間が維持困難線区となっており、昨年7月に国土交通省がJR北海道に対して発出した、経営改善に向けた取組と関係者による支援・協力を内容とする監督命令と、12月に行われたJR北海道の事業範囲の見直しに係る関係者会議、6者会議が確認した国と地域が行う支援の方向性を受けて、関係機関による維持困難線区を持続的に維持していくための仕組み作りが検討されています。

特に北海道と沿線自治体等の地域では、平成31年度及び32年度において利用促進に資する緊急的かつ臨時的な支援を行うべく速やかに協議を行うこととしており、現在、沿線自治体等で構成する宗谷本線活性化推進協議会で利用促進や経費節減等の事業計画、アクションプランを策定しています。町としても宗谷線の生活利用促進運動を展開するとともに、秘境駅に係る企画イベントなどの観光利用や、ふるさと応援推進事業、移住情報PR支援センター運営事業など、施策を連携させながら鉄道や駅の利用促進を図ってまいります。

住民の生活交通対策については、バス事業への補助を継続し生活交道路線等の確保を図るほか、公共交通不便地の利便性向上や通院・買い物等の生活支援にも対応できるような仕組みの構築に向けて検討してまいります。

公営住宅の機能維持を図るために長寿命化改修を計画的に進めることとし、今年度はこざくら団地1号棟の屋根防水補修と外壁塗装塗替を実施します。

ふるさとの森・森林公園は整備完了に伴い総合案内板を更新し、名林公園内の樹木

は診断調査結果に基づき、適切な処置を図っていきます。

簡易水道は、幌延簡易水道と問寒別簡易水道の統合申請を実施するとともに、その後の地区営農用水道との統合を見据え、老朽化している施設や機器の更新を計画的に進めて水道水の水質保全と安定供給に努めます。

農業用水道は、集落人口と乳牛飼養頭数の減少により、供給水量が減少し農業者による施設の維持管理が厳しくなっています。また、老朽化による設備故障や水質悪化も懸念されますので、今後は町による管理運営に向けて利用者の皆様と協議しながら施設整備を進めていきます。

公共下水道は、5年毎に実施する特定環境保全公共下水道事業計画の変更を行うとともに、管路の維持管理も含めた新たな下水道ストックマネジメント計画を策定します。また、施設の長寿命化計画に基づき下水道管理センターシーケンサ盤の更新を行い、ポンプ所の停電に対応できるよう非常用発電機を整備して適切な管理に努めていきます。

家庭等から排出される一般廃棄物については、分別と再資源化により一般ゴミを減量化し、最終処分場の処理可能年限を延ばして、今後の費用負担の軽減を図ることが必要です。そのため、ゴミの適正な分別と排出について西天北五町衛生施設組合と連携して住民に協力を働きかけていきます。

地球温暖化への取組みは、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組みが定められたパリ協定が発効し、我が国も2030年までに、2013年比で、温室効果ガス排出量を26%削減するとの目標を掲げています。町としても地球温暖化対策実行計画に基づき再生可能エネルギーの導入や省エネ施策等を推進し温室効果ガスの排出量削減に努め、地球環境保全に貢献していきます。今年度は西天北五町衛生施設組合が製造する使用済み紙おむつと木質バイオマス資源との混合燃料を石油代替エネルギーとして燃焼するための特別養護老人ホームこざくら荘が行うバイオマスボイラー整備設計に対し支援します。

町民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の整備を進めます。

今年度は、幌延支署の小型動力ポンプ付水槽車を更新するとともに林野火災への対応に向け装備を強化します。なお、消防及び救急用の車両や資機材については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。

我が国の防災対策は、東日本大震災を機とする災害対策基本法の見直しにより、災害対策に当たっては災害時の被害を最小化する減災の考え方が取り入れられ、住民の自助や共助意識を高める防災教育や住民の避難に関する事など、平時における市町村の役割が増大しています。また、近年の異常気象や昨年地震による長時間停電などを経験し、突発災害への対応力向上が重要課題だと認識しています。

このため、地域防災マネージャー制度の活用による防災専門員の配置を検討します。そして地域防災計画の最適化を図りながら、防災意識を高める取組や防災教育を推進するとともに自主防災組織と連携して避難訓練等を進めていきます。また、冬期避難に対応する備蓄の増強と情報伝達手段強化のための調査検討を行います。

次に、まちへ新しい人の流れをつくるについて申し上げます。

まちおこしや地域の活性化には、若者、バカ者、よそ者の力が必要だとよく言われ

ています。強力なエネルギーを持ち固定観念に捕らわれない若者、旧来の価値観の枠組みからはみ出し既成概念を壊すバカ者、組織や地域の外にいて従来の仕組みを客観的に捉え新しい見方を醸成するよそ者が地域の変革や創造的破壊に必要な存在だという論です。

幌延町の過去を振り返ってみても、なるほどと思わされる事例があります。明治から昭和初期にかけての北海道開拓や戦後の緊急開拓事業によって本町に入植した開拓民がそうであり、その先人たちの子孫が現在の農家であり町民です。また、本町に転入して商売や事業を起こした方もおられます。日本で初めて畜産としてトナカイ飼育を始めた恩田氏もその一人です。数々のイベントもその多くは若者たちの手によって創られ運営されてきました。

私は、今一度、新しい人々をまちへ呼び込み、受け入れ、知恵を出し合い協力し合って地域の活性化を図っていきたくと考えています。

観光やレジャーを目的にまちを訪れる人や、まちの取組に共感して訪れる人がいるように、人を呼び入れるには何らかのきっかけ作りや動機付けが必要です。

町では、4年前から秘境駅など鉄道系資産活用による交流人口の増加に取り組んできましたが、リピーターを含めその数は年々増しており、中には町で進め発信する鉄道系資産活用の取組に惹かれ、共感した若者が幌延町へ移住したケースもあります。

このように交流人口は、そのまちとの関係人口へと進化し、その後は移住・定住へと発展する可能性を秘めたものであり、人口減を補うものの一つとしてその増加に向けて取組を推進するとともに積極的に情報発信していきます。

国では地域おこし協力隊や集落支援員等の制度により都市部から過疎地域等へ人を移住・定住させる施策を推進しており、町もこれらの制度を積極的に活用して移住者を増加させるとともに、まちづくりの一員として活躍してもらえるよう環境を整えていきます。

人口減少対策の一つとして、移住定住促進事業を実施しています。引き続き移住促進住宅や移住情報PR支援センターを活用し、まちの情報発信を進めるとともに、問合せ等にも速やかに対応していきます。また、移住体験案内や町内でのしごと体験メニュー等を整えるなどして移住への動機作りに努めます。さらに移住者には、移住促進住宅の利用や地域住民とのコミュニティ等をとおして定住へとつながるよう働きかけていきます。

遊休資産所有者や住民に対し空き家・空き地バンクへの登録や活用を呼びかけ、町内における宅地や空き家の需給マッチングを進めます。また、民営賃貸住宅建設促進助成事業及び定住促進持家住宅建設等奨励事業により賃貸住宅や持家住宅の確保と整備を支援して定住・永住の促進を図ります。

以上、平成31年度のまちづくりに臨む私の所信と施策の概要を申し上げます。

ポロヌブに開拓の鍬がおろされてから120年。鬱蒼とした密林に覆われた北の大地を開拓した先人たちの労苦は筆舌に尽くし難いものがあり、前人未踏の地に踏み込む勇氣と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな苦勞や困難にも挫けない不撓不屈の精神によって幌延町の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。

私たちは、北緯45度の厳しい風雪に耐え幾多の苦難を乗り越えて今日のほろのべ

を築いてこられた偉大な先人たちに学び、感謝するとともに、その意志を受け継ぐ者として、開拓者魂と不撓不屈の精神をもって様々な課題に立ち向かい、ほろのべの二世紀目を切り拓き、築いていかねばなりません。

皆さん幌延町の未来創造に向かって、みんなの力を結集して歩みを進めましょう。

ここに、町民ならびに議員の皆様の、深甚なるご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

議 長 植 村 敦 君
次に教育長 木澤瑞浩君
教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

平成31年第1回幌延町議会定例会の開会にあたり、平成31年度の教育行政に関する執行方針を申し上げます。

近年、人口減少が進む中、これからの社会は、人工知能をはじめとする急速な技術革新や、グローバル化の発展などにより、大きく変化することが予想されています。次代を担う子どもたちには、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓く力を身に付けていくことが求められています。

幌延町教育委員会は、子どもたちが、ふるさと幌延町への誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、多様性を尊重し、共に支え合いながら、将来の幌延を支えるたくましい人材に育っていくことができるよう、「幌延町教育大綱」や「第5次幌延町総合計画後期基本計画」等に基づいた教育行政の充実・発展に取り組んでいきます。

第1に学校教育について申し上げます。

学校教育において、子どもたちの知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、学力・体力、望ましい生活習慣の定着、いじめへの対応、安全・安心な教育環境づくりなどの取組が重要であり、学校、家庭、地域及び行政が連携を図りながら施策を推進していきます。

1. 確かな学力の向上

次期学習指導要領における今年度の移行期間の学習内容を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力に加え、学びを生かそうとする主体的な態度を育成することが重要です。

このため、「全国学力・学習状況調査」や「チャレンジテスト」「標準学力検査」「千歳科学技術大学eラーニング教材」等を活用しながら、学力の把握と定着に努めるとともに、今年度から宗谷管内で実施する「宗谷の学力向上プラン」の「検証改善サイクルの確立」「授業改善の推進」「学習習慣、生活習慣の確立」の三つの柱にそった取組を推進します。

学習指導において、児童生徒の学習意欲の向上と基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、漢字検定や英語検定の検定料を助成します。また、家庭での学習習慣を確立するための「生活リズムチェックシート」を積極的に活用していきます。

2. 豊かな心の育成

子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな情操や道徳心、規範意識、他者への思いやり、自己肯定感など、豊かな人間性を育むとともに、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

今年度から、中学校の道徳は、「特別の教科 道徳」となります。このため、昨年度から実施されている小学校の道徳教育や道徳教育推進校の実践を参考に、「考え、論議する」道徳教育を推進します。さらに、北海道版道徳教材「きたものがたり」を効果的に活用します。また、読書活動は、豊かな感性や情操を育み、人生をよりよく生きるために欠かせないものです。各学校の朝読書の充実を図るとともに、家庭での読書習慣の啓発に取り組みます。

3. 健やかな体の育成

子どもたちの体力向上の取組においては、心身ともに健やかに生きる基盤を培うため、体育の授業改善や日常的に運動やスポーツに親しむ機会を設け、運動の習慣化につながる取組を計画的に実施することが重要です。このため、全学年の「新体力テスト」や「全国体力・運動能力・運動習慣調査」の結果分析から、各学校は「体力向上プラン」を作成し、それを基に体力向上に努めます。また、「どさん子元気アップチャレンジ」や「早寝早起き朝ごはん」の取組を推進します。

食育では、栄養教諭を中心に家庭と連携し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた取組を推進します。また、学校給食における地元産食材等の活用促進や安心安全な給食を提供するため、給食用牛乳や食材等の購入補助を実施します。さらに、食物アレルギーを有する児童生徒には、「幌延町学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を基に、確実な食物アレルギー対応を実施します。

児童生徒の健康診断において、例年の健診に加え、今年度は、専門医による耳鼻科健診を実施します。

4. 特色ある教育の推進

グローバル化、情報化が進展する中、ふるさと幌延町に誇りを持ち、地域の産業を支える人材や、豊かな国際感覚を備え、グローバルに活躍できる人材を育成していくことが重要です。このため、外国語教育では、外国語活動や外国語科の指導内容の質を保障するため、外国語指導助手と学習支援員を配置するとともに、北海道教育委員会が推奨している「小学校英語 de トライ」や「中学校 English トライアル」への取組を推進します。

情報教育では、「北海道における教育の情報化推進指針」を踏まえ、ICT機器の整備に努めます。また、幌延情報教育センターを中心に、児童生徒や教職員のICT活用能力の向上を図る取組を推進します。さらに、テレビ会議システムを活用し、広域性を有する本町の特性に応じた通年の遠隔授業を計画的に実施するとともに、次期学習指導要領におけるプログラミング教育の円滑な導入に向け、人間型ロボット「ペッパー」を活用した取組を推進します。

小中一貫教育では、9年間の系統的・継続的な教育を行うため、外国語教育や情報教育の教育課程の編成に向けて、本町の実情や幼児教育とのつながりを踏まえた取組を推進します。また、体験活動の充実を図るため、各学校の実情に応じた職場体験への支援や土曜授業を推進します。

5. 地域と支え合う学校づくり

子どもたちが、様々な人々とかかわり、多様な経験を重ねながら、たくましく成長していくためには、学校はもとより、家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することが重要です。このため、子育てや家庭教育については、それぞれの地

域で保護者が関係機関と相談できる体制の充実に努めます。

教育課程の実施にあたっては、地域の人的・物的資源を活用した学習や社会教育事業と連携した学習などを充実させるとともに、学校評価や学校評議員の意見反映などによる学校運営を支援します。さらに、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み、「学校運営協議会制度」による学校運営を推進します。

6. 教職員の資質、指導力の向上

教育の直接の担い手である教職員には、教育に対する強い情熱や使命感、豊かな人間性や高い指導力等の専門性を身に付けることが重要です。このため、北海道教育委員会が実施する「教員育成指標」に基づいた教員研修や各種教育団体が主催する研究会・研修会への参加を奨励するとともに、幌延町教育研究所や幌延情報教育センター、各教育関係団体と連携を図った研修会やテレビ会議システムを活用した遠隔研修会を開催し、教職員の資質や指導力の向上に努めます。さらに、今年度の宗谷管内研究大会の開催地としての取組を支援します。また、教職員一人一人が使命感や倫理観をもち教育活動に取り組むよう、服務に関する研修資料等を効果的に活用し、服務規律の徹底を図ります。さらに、学校における働き方改革については、国や北海道の方針に準じた「幌延町アクションプラン」を基に、業務改善を推進します。

7. 心の教育相談体制の推進

子どもたちの心身両面にわたる健康問題の複雑化・深刻化が指摘されていることから、学校においては、心の不安や悩みを抱える児童生徒のサインを見逃すことなく、保護者や地域、専門機関等と連携を図りながら、適切に対応することが重要です。このため、「いじめに関するアンケート」や「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート」、計画的な教育相談を実施するとともに、幌延中学校には、生徒の悩みや不安を和らげるための心のサポート相談員を配置します。また、「幌延町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見・早期解消に努めるとともに、スマートフォン等の普及により、子どもたちがネットトラブルの被害者や加害者にならないよう、インターネットの安全で安心な利用に向け、情報モラル教室の開催、啓発資料の活用、家庭でのルールづくりなど、情報モラルの充実に努めます。

8. 特別支援教育体制の充実

特別支援教育については、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いの人権を尊重し合い、共生するインクルーシブ社会の実現に向けて、一層の充実に努めることが重要です。このため、幌延町特別支援教育連携協議会を中心に、稚内養護学校や各関係機関と連携し、教育相談の充実に努めるとともに、幌延町の「子育てファイル」や「個別の教育支援計画」を活用し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までをとおして、個々に応じた的確な教育的支援に努めます。また、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上や特別支援教育への理解を深める「特別支援教育セミナー」を開催します。さらに、通常学級においても支援を必要とする児童のために、特別支援教育支援員を幌延小学校に配置します。

9. 安全安心な教育環境の推進と就学支援

学校においては、安全教育や安全管理の充実に努め、児童生徒の安全・安心を確保

することが重要です。このため、児童生徒の安全確保については、交通安全や防犯・防災教育の充実に努めます。また、PTAや幌延町青少年健全育成連絡協議会、幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会、各関係機関との連携・協働により、子どもたちを危険から守る取組を推進します。

学校施設の修繕や維持管理に努め、子どもたちの快適で安全な学習環境を確保します。また、小中一貫教育の推進とあわせて、今後の学校施設のあり方を考究します。今年度は、問寒別小中学校の木製内窓の改修等を実施します。

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、学用品費等の援助制度、また、進学される学生に対しては、町の奨学資金制度の活用啓発に努めます。

第2に社会教育について申し上げます。

町民一人一人の自主的な学習や町民相互の学習活動、地域活動は、地域の連帯や教育力を高め、豊かな暮らしを支える基盤となるものです。その推進を図るため、「第6次幌延町社会教育中期計画」の5つの施策を柱に、社会教育の振興に努めていきます。

1. 幌延を知るための学びの場づくり

町民一人一人が、生きがいのある充実した人生を送ることを目指して参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習の成果を地域に還元できる場づくりが重要です。このため、社会教育・体育館だより、町のホームページや告知端末機等により情報を発信し、各種事業の啓発や参加促進に努めます。ふるさと「ほろのべ」の豊かな自然や産業等を理解し、伝承していく事業では、生涯学習アドバイザーによる学習会や展示会の開催、親子・異世代の交流や地域の自然・産業などを知る「ふるさと自然体験チャレンジ教室」を開催します。生涯学習の観点から、高齢者の学習機会として「生きがい教室」の開催、子どもや一般町民を対象とした英会話教室等を開催します。金田心象書道美術館を町民の学習成果の発表の場として活用する「町民作品ギャラリー展」や「心象館音楽のタベコンサート」の開催、くつろぎの場を提供する「カフェコーナー」を継続して実施します。また、美術館の作品の展示替えやモニター映像の更新を行います。

2. 地域の営みに参画できる仕組みづくり

町民の社会参画活動を促進するためには、文化・スポーツ活動の充実や、子育てを支援する取組が重要です。このため、文化・スポーツに親しむ環境づくりでは、文化活動を広め町民の自主的な創作活動や、地域の文化祭事業等を実施している幌延町文化協会、スポーツや運動に親しむ機会や、各種スポーツ大会等を開催している幌延町体育協会の取組を支援します。

芸術鑑賞機会の充実を図るため、今年度は小学生を対象に「学校舞台公演」の開催、町民を対象とした「音楽鑑賞ネオバラット公演」を開催します。また、運動に親しむ機会の充実を図るため、「各種運動教室」を計画しています。

地域の子育てや家庭の教育力を高めるために、ボランティア活動、PTA活動等を支援していくとともに、地域の人材の掘り起しや有効な活用を図ります。また、人材バンクへの登録や、子育て支援ボランティア人材の育成に努めます。

3. 子どもたちの自立を促す環境づくり

子どもたちの体験活動の充実や自立を促す環境づくりに努め、健全育成を図ることが重要です。このため、子どもたちの体験活動や異年齢の交流活動を地域ぐるみで取り組んでいる幌延町子ども会育成連絡協議会や、ワラベンチャー問寒クラブを支援します。また、ふるさとの自然とのふれあい、親子・異世代・地域と交流する事業については、生涯学習アドバイザーや北大天塩研究林、遊考会、町内各事業所等の協力を得ながら内容の充実を図ります。

子どもたちの体験活動の充実や豊かな感性を育むため、「親子ふれあい人形劇公演」の開催、長期休業中における望ましい生活習慣の定着と様々な活動を体験する「ほろのべ朝活プロジェクト」の開催、「水泳・マラソン・スキー大会」の開催、子どもたちが異年齢の友達と交流できる「放課後子ども教室」を開催します。また、近隣市町村で開催される「宗谷管内リーダー研修会」や「宗谷管内どさんこ☆子ども地区会議」等への参加を奨励します。

4. 次代に向けて挑戦し続ける風土づくり

生涯学習活動を推進するためには、研修機会の充実や各種団体、事業所等を含め、地域における協働の取組が重要です。このため、生涯学習を推進する社会教育各委員等の研修機会の拡充やボランティア活動の研修会への参加を奨励します。また、北海道教育委員会で行っている「家庭教育サポート企業制度」の周知や活用に努めます。

地域のコミュニティ活動の推進では、学校施設や社会教育施設の有効活用を進めるとともに、青年団体や女性団体、有志ボランティアの活動を支援します。

生涯スポーツの推進では、スポーツ推進委員やスポーツ指導員、幌延町体育協会や各種スポーツ団体、保健センターと連携を図り、健康づくりの推進に努めます。

5. 学習活動の拠点づくり

生涯学習活動を支える社会教育・文化・スポーツ施設の設備や機能を充実させることが重要です。このため、幌延町生涯学習センターと国際交流施設については、相互連携を図りながら、町民が利用しやすい施設運営に努めます。また、問寒別生涯学習センターについては、利用者のニーズを把握しながら、利便性のある施設運営に努めます。

図書室の利用促進については、「幌延町子ども読書推進計画」に基づき、移動図書や企画展等の実施、北海道立図書館のインターネット予約貸出サービス等の活用を推進します。

老朽化に伴う施設の改修については、計画的に実施していきます。今年度は、冬期間スキー場ロッジとして使用している「共進会場管理棟」を「東ヶ丘スキー場管理棟」として大規模改修し、トイレを水洗化します。また、総合スポーツ公園野球場の受電設備等の改修を行います。今後も安全で安心な施設の維持管理と施設運営に努めます。

以上、平成31年度の教育行政に関する執行方針を申し上げましたが、本町の心豊かな人と文化を育むまちづくりの推進に一層の努力を重ねる所存です。

町民の皆様、町議会の皆様には、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

議長 植村 敦君

以上をもって、「平成31年度町政執行方針」並びに「平成31年度教育行政執行方針」を終わります。

ここで、15時まで休憩します。

(14時38分 休 憩)

(15時00分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第16 議案第9号「幌延町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 伊藤 一男 君

議案第9号「幌延町地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、町内にある地区体育館3施設の内、中間寒地区体育館を地域の要望と施設の老朽化により、解体することとなりましたので、幌延町地区体育館条例の一部を改正するものであります。

お手元に配付しております、新旧対照表をご覧ください。

条例第2条の表中、中間寒地区体育館の項を削る改正となっております。

附則では、この条例の施行期日を、平成31年4月1日から施行する旨、規定しております。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議 長 植村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号「幌延町産業共進会場条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山本 基継 君

議案第10号「幌延町産業共進会場条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、昭和61年6月、乳牛改良の研さんの場として設置された、幌延町産業共進会場施設のひとつである管理棟について、平成31年度のスキーシーズンから、東

が丘スキー場管理棟として利用を開始するための改修に向け、幌延町産業共進会場条例の一部を改正する条例を制定するものです。

それでは、別にお配りしている新旧対照表に基づき、改正内容をご説明いたします。

本条例の改正については、共進会場の利用許可を受けた者が納付する使用料に関するもので、第7条の別表中、管理棟に関する項目を削ると共に、区分中の上記以外の施設を、会場に改めるものです。

なお、本条例は附則により、平成31年6月1日から施行することとしており、条例施行後における管理棟の改修や、改修後におけるスキー場管理棟の所管は、教育委員会となりますが、管理棟以外の乳牛繫留施設等については、これまでどおり、共進会場施設として産業振興課で管理を続け、今後も乳牛改良研さんの場として、本町酪農の振興等に寄与していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、議案第10号の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

議案第11号「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、国の働き方改革により民間労働法制において時間外労働の上限規制等が導入されたことに伴い、国家公務員においても人事院規則の改正により、超過勤務命令の上限の設定等が行われ、地方公務員についても国家公務員の措置を踏まえ、条例の改正等を行うように求められていることから超過勤務命令の上限設定と断続的な勤務に関する規定の改正です。

配布しています、条例の新旧対照表により、ご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

第7条の改正について、第1項及び第2項は、ただし書きの規定を追加し、育児短時間勤務職員等であっても公務の運営に著しく支障が生じると認められる場合には、断続勤務及び超過勤務を命じることができるとした改正です。第3項は、超過勤務に

関し、必要な事項は規則で定めるとした項を追加する改正です。

規則では、国が人事院規則で決めました上限時間等を規定することとなります。

次に附則ですが、この条例は平成31年4月1日から施行するとしています。

以上、議案第11号「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

育児短時間勤務職員等であるというのは、本人から何か届け出等があつて確認される事項なのかということをもまず1点伺います。

2点目は、幌延町職員の他に臨時職員もいますが、臨時職員さんの場合も育児短時間勤務職員、臨時職員であるというふうに、関係づけてこれに該当させるのかどうか伺います。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

育児短時間勤務の関係なんですけど、これにつきましては職員の勤務時間等、休日勤務等の休日等のところで規定されてるわけなんですけど、例えば週5日ですとか週3日ですとか、それぞれ勤務時間が短くできるような、勤務形態になります。

その際には、届け出を出していただきまして、任命権者が認めた段階で、短時間勤務が認められるということになります。この規定は今現在では、正職員の対象の条例の規定でございまして、臨時職員をこの中には含まれてございません。この条例はあくまでも、正職員の対象の条例となっております。

議 長 植 村 敦 君

暫時休憩します。

(15時10分 休 憩)

(15時13分 開 議)

それでは休憩を解いて、会議を再開したいと思います。

その他、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第12号「幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 早 坂 敦 君

議案第12号「幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の条例改正は、介護保険1号被保険者のうち、町民税非課税世帯に属する被保険者、いわゆる第1段階から第3段階までの保険料について、軽減を強化しようとするものであります。

国は、本年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、増収分を財源とした介護保険料の軽減強化策を実施することとしておりますが、平成31年度におきましては10月以降の半年分にのみ影響が出ること、また保険料が年度単位で設定されていることなどを考慮し、財源が充足する平成32年度の完全実施に向け、2年度かけて段階的に軽減することとしています。

このことを受け、町におきましても、同じ内容で保険料を改正しようとするものであります。

具体的な改正内容ですが、新旧対象表もあわせて、ご覧ください。

第2条第2項の改正は、第1段階の保険料に関し、現行の保険料基準額に対する負担割合0.45、3万300円のところ、平成31年度では負担割合0.375の2万5,200円に、32年度では負担割合0.3の2万200円にしようとするものであります。

第3項の改正は第2項の準用及び読み替え規定で、第2段階の保険料に関し、現行負担割合0.75、5万500円のところ、31年度では負担割合0.625の4万2,100円に、32年度では負担割合0.5の3万3,700円にしようとするものであります。

第4項の改正も第2項の準用及び読み替え規定で、第3段階の保険料に関し、現行負担割合0.75、5万500円のところ、31年度では負担割合0.725の4万8,800円に、32年度では負担割合0.7の4万7,100円にしようとするものであります。

第5項は端数調整に関する規程で、今回改正する保険料率にも同様の適用をするための改正であります。

なお、附則では、この条例は平成31年4月1日から施行することとし、附則第2条では、平成30年度以前の保険料は、なお従前のおりとしております。

以上、議案第12号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

(齋賀議員退出)

日程第20 議案第13号「幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第13号「幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

幌延町では、安全な水道水を町民に供給するための1つの制度といたしまして、本条例を平成25年に制定したものであります。

この度の改正は、学校教育法の一部を改正する法律が公布され、平成31年度から新たに、専門職大学等が創設されることに伴い、関係政令の整備に関する政令及び厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布されたため、本条例の必要な箇所を一部改正しようとするものであります。

まず、背景となった学校教育法の一部改正の概要でございますが、国は、第四次産業革命の進展や国際競争力の激化など、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能をもって、新しい価値を創造することができる専門職業の人材を養成することを目的として、新たに専門職大学及び専門職短期大学の制度を設け、大学制度にこれを位置づけたものであります。

専門職大学等の概要ですが、修業年限は、専門職大学では4年制課程で、専門職短期大学では2年制又は3年制課程で、それぞれの卒業生には所定の学位が授与されます。特に専門職大学では、前期と後期とに区別して課程が設けられることから、前期課程の修了生には短期大学士という学位が授与され、短期大学の卒業生と同等に扱われることとなります。この同等の扱いをするため、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を定めている水道法施行令等の一部改正がされているところであります。

この水道技術管理者等の資格要件につきましては、水道法におきまして、水道法施行令等に定める資格を参酌し、町条例で定めることとしておりますが、本町では、冒頭で御説明いたしましたように、平成25年に条例制定をした際、本町のみの特的な事情がないため、水道法施行令と同じ資格要件を条例で定めているものであります。このため、町条例の一部改正が必要となったものであります。

お手元に配布しております新旧対照表により説明させていただきます。

はじめに1ページの第3条第1項第3号は、水道事業における布設工事監督者の資格について、学校教育法による専門職大学の前期課程を含むものを追加するものであります。

同条第6号並びに第8号は、技術士の試験科目の見直しなどから字句を改めるものでございます。次に、第4条第1項第2号並びに第3号は、水道事業における水道技術管理者の資格につきまして、学校教育法による専門職大学の前期課程を含むものを追加するものであります。

第4号は、学校教育法の一部が改正されることに伴い、水道法施行規則の一部改正

により、学校教育法による専門職大学の前期課程を含むものを追加するものであります。

附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第13号、「幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由といたします。

議長 植村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第14号「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第14号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 早坂 敦 君

議案第14号「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の条例改正は、放課後児童支援員に関する資格要件の拡大、及び資格既定の明確化をしようとするものであります。

配布した新旧対象表もあわせて、ご覧ください。

第10条第3項第4号の改正ですが、放課後児童支援員の資格要件に関して、現行では学校教育法の規定による幼稚園教諭等となる資格を有する者と定められておりましたが、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを今後明確にする必要性から、有効な教員免許状を取得した者を対象とする内容に改めることとしております。

同じく第5号も支援員の資格要件に関する改正ですが、先程議案13号の提案理由にもございましたが、学校教育法の改正により、専門職大学の前期課程を修了したものが短期大学修了者と同等の資格を有することとなったことから、児童支援員の資格要件におきましても整合性を取るため、文言を追加しております。

同じく第10号の資格要件に関する追加改正ですが、放課後児童健全育成事業に5年以上従事した一定の実務経験を有するもので、町長が適当と認めたものを基礎資格要件に追加することにより、資格要件の拡大をしようとするものであります。

なお、附則では、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第14号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

(15時26分 休 憩)

(斎賀議員入場)

(15時28分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第22 議案第15号「平成31年度幌延町一般会計予算」

日程第23 議案第16号「平成31年度幌延町国民健康保険特別会計予算」

日程第24 議案第17号「平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」

日程第25 議案第18号「平成31年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第26 議案第19号「平成31年度幌延町介護保険特別会計予算」

日程第27 議案第20号「平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計予算」

日程第28 議案第21号「平成31年度幌延町下水道事業特別会計予算」

の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第15号から議案第21号までの7件は、一括議題とします。

議案第15号から議案第21号までの、提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

ただいま上程されました、議案第15号から第21号までの、平成31年度幌延町各会計予算につきまして、配布しております説明資料に基づいて概要を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

1ページをお開きください。

はじめに、政府予算案に触れさせていただきます。

国の平成31年度一般会計予算額は、歳入歳出101兆4,571億円で、前年度比3.8%の増加となっております。

政府は、経済再生と財政健全化の両立を実現するとして、本年10月に予定される消費税の増収分を活用し、全世代型の社会保障制度への転換に向けて、幼児教育・保育の無償化を図るほか、消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するため、通常分の予算に加え、臨時・特別の措置として、中小小売業等に関するポイント還元や、低所得世帯・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券などの対策を講じることとしています。

また、臨時・特別の措置の一環として、防災や国民の経済又は生活を支える重要インフラの機能維持を図るため、防災、減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策のうち、平成31年度に実施する事業に対し、1兆3,475億円を計上しています。

歳入の租税及び印紙収入につきましては、所得税や消費税の税収増を含め5.8%増の6兆2,950億円を見込んでおり、公債金は3兆2,605億円で、公債依存度は32.2%程度となっております。

次に、地方財政計画ですが、歳入歳出規模は8兆9,930億円で、前年度と比較して3.1%の増となっております。

歳入の地方交付税につきましては、1兆6,809億円、前年度比1.1%の増加で、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の一般財源総額は6兆2,473億円で、前年度比1.0%の増となっております。

次に、平成31年度幌延町各会計予算について、ご説明いたします。2ページをお開きください。

予算の総括についてです。

予算編成にあたりましては、歳出全般について見直しを行いつつ、町財政の健全性に配慮しながら、町民ニーズに応えるとともに、総合戦略の推進や地域防災力・情報伝達力の向上等を図るため、財源の重点配分を行いました。

人件費及び扶助費を除く消費的経費の予算編成につきましては、財源の効率的な活用を図りつつ、くらしの安心安全や子育て、教育環境の充実に配慮した編成といたしました。

投資的経費につきましては、農業基盤整備事業や商工業経営力向上促進事業など産業の振興に重きを置くとともに、公共用施設や道路橋梁等の整備と改修を進めることといたしました。

また、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、安心なくらしとまちづくりや子育て支援と人づくりの推進、まちへ新しい人の流れをつくる等のソフト事業への取組みも進めることとしております。

1の各会計別当初予算総括表をご覧ください。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の予算額合計は、6億2,005万円で、前年度当初予算と比較して、3億6,376万6千円、5.5%の減となります。

下の表、2の当初・繰越予算の状況をご覧ください。

今定例会に提案の、平成30年度一般会計補正予算で繰越明許費として設定予定の7,425万円が平成31年度への繰越となります。

この繰越を合わせますと、一般会計の合計は5億8,925万円、全会計の合計

は63億430万円の予算規模となります。

4ページをお開きください。

5の各会計別地方債現在高です。

3会計の平成31年度末合計残高は、前年度末より2億3,970万3千円減少して、39億2,711万6千円を予定しております。

6の各会計別基金現在高では、5会計の平成31年度末合計残高は、前年度末より2億8,402万6千円減少し、49億3,908万3千円を予定しております。

7の北海道市町村備荒資金組合納付金現在高は、前年度末より748万円増加し、31年度末で18億91万円を予定しております。

6ページをお開きください。

10の各会計別人件費の状況です。

全会計103人の職員の人件費総額は、8億2,601万8千円で、総予算額の13.3%を占めています。

一人当たり802万円で、共済費を除きますと一人当たり589万5千円になります。

主な増減要因として、31年度は、診療所栄養士を給食センター栄養士と兼任させ、職員数で1名減少した分や職員の退職と採用等により給料で1,099万4千円、職員手当で339万2千円減少し、共済費は3年に1度の退職手当組合事前納付清算金支払いの年度であることから2,797万8千円増加しております。

8ページをお開きください。

一般会計予算の概要について、ご説明いたします。

平成31年度一般会計予算総額は、歳入・歳出それぞれ50億1,500万円で、平成30年度当初予算と比較して3億4,500万円、6.4%の減となります。

9ページは、歳入の内訳です。

1款 町税は、6億919万7千円の計上で、前年度比3.5%の減となります。これは、法人町民税と償却資産に係る固定資産税の減少が主な要因です。詳細は、12ページの(4)町税税目別収入の状況をご参照ください。

10款 地方交付税は、特別交付税の交付実績額を勘案し、2千万円増額して21億6千万円の計上で、前年度比0.9%の増となります。

普通交付税及び特別交付税等の内訳は、13ページの(6)地方交付税等当初予算額・決算額の推移をご参照ください。

14款 国庫支出金は、前年度比11.3%増の2億8,553万8千円の計上です。これは、建設機械の更新及び個別計画策定に係る社会資本整備総合交付金の増加と参議院議員選挙費の新規計上が主な要因です。

15款 道支出金は、前年度比5.4%減の2億1,433万3千円の計上です。これは、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業の完了に伴う減少や農業水路等長寿命化・防災減災事業実施に係る補助金の新規計上が主な要因です。

18款 繰入金は、前年度比6.5%減の3億8,003万円の計上です。ふるさと創生基金、エネルギー施策等振興基金、財政調整基金、減債基金からの繰入は、合わせて6,234万円減少し、公営住宅長寿命化改修や問寒別小中学校改修等への財源

充当のため公共施設等整備基金からの繰入れが、3,300万円増加したことが、主な要因です。なお、繰入金の詳細は、20ページの(7)基金積立・取崩額及び充当事業をご参照ください。

20款 諸収入は、3億2,788万3千円減の7,436万1千円の計上です。これは、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業の完了に伴う受託事業収入の減少が主な要因です。

21款 町債は、前年度比1.2%減の8億2,780万円の計上です。医療技術職員住宅整備事業、ふるさとの森森林公園改修事業の完了に伴う減少や、IP告知システム更改事業、幌延下沼線道路改良事業の実施、小型動力ポンプ付水槽車の購入負担等による増加が主な要因です。内訳は、19ページの(6)町債の発行事業をご参照ください。

次に、歳出の内訳について、ご説明いたします。

14ページをお開きください。

(1-1) 歳出款別予算額の内訳です。

1款 議会費は、議員報酬、職員給料等で5,075万1千円の計上です。

2款 総務費は8億4,941万7千円で、主な事業として、移住定住促進事業、産業・地域振興センター運営事業、公共交通対策管理費、まち・ひと・しごと創生事業等のほか、新規事業としてIP告知システム更改事業、OA機器等更新事業、第6次幌延町総合計画策定事業、地域コミュニティ形成事業を計上しております。

3款 民生費は7億634万8千円で、こぞくら荘支援事業、障がい者福祉管理費、児童手当支給事業、認定こども園管理費、出産祝金及び養育手当支給事業等のほか、新規にこぞくら荘ボイラー設備改修支援事業、介護保険給付外交通費助成事業、子ども・子育て支援事業計画策定事業を計上しております。

4款 衛生費は3億65万1千円で、公衆浴場管理費、母子保健事業、保健推進事業、町立歯科診療所運営事業、し尿及び塵芥処理費負担金等のほか、新規に健康増進計画策定事業、新生児聴覚検査助成を計上しております。

6款 農林水産業費は5億884万6千円で、中山間地域等直接支払事業、町営牧場管理費、道営畑地帯総合整備事業及び町有林整備事業等のほか、新規に農業振興地域整備計画策定事業、下沼地区飲雑用水施設改修事業、問寒別地区農業用水道施設改修事業、森林整備促進事業等を計上しております。

7款 商工費は1億5,642万7千円で、商工会育成事業、中小企業融資事業、商工業等振興促進事業及びトナカイ観光牧場管理委託事業等のほか、新規にトナカイ観光牧場外構補修事業、食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業、幌延町・豊富町広域観光促進事業等を計上しております。

8款 土木費は7億5,528万1千円で、町道の改良事業や維持管理費、橋梁長寿命化改修事業及び公営住宅管理費等のほか、新規に橋梁長寿命化計画策定事業、公営住宅長寿命化改修事業、問寒別除雪センター整備事業、建設機械整備事業等を計上しております。

9款 消防費は1億8,169万9千円で、北留萌消防組合負担金及び防災対策事業が主な事業となりますが、消防組合負担金のうち、新規に小型動力ポンプ付水槽車購

入費が含まれており、また、防災対策事業には、冬季避難に対応する備品の増強予算を計上しております。

10款 教育費は4億1,552万4千円で、各小中学校や社会教育施設に係る運営管理費や情報通信機器等整備事業、スクールバス運行等が主な事業となりますが、新規に児童生徒学力向上支援事業、幌延小学校外構補修事業、問寒別小中学校改修事業、東ヶ丘スキー場整備事業、総合スポーツ公園改修事業等を計上しております。

11款 災害復旧費は、1,347万3千円で、林道南幌延線と林道上幌延線の災害復旧工事費を計上しております。

12款 公債費は、地方債の償還等で、10億6,158万3千円の計上です。

22ページをお開きください。

(9)は、一部事務組合への負担金の状況です。

西天北五町衛生施設組合及び北留萌消防組合幌延支署分の負担金内訳を整理しております。

西天につきましては、前年度からの継続事業である旧し尿処理施設解体事業と、新規事業として使用済み紙おむつ燃料化事業の実施を見込み、普通建設事業が増加しましたので、当町の負担金は前年度と比べ1,763万2千円増加し、1億4,032万3千円となりました。

北留萌消防組合につきましては、普通建設事業として小型動力ポンプ付水槽車の購入事業が計上されておりますが、消防施設費の普通建設事業費が前年度より減少したことに伴い、当町の負担金は1,944万8千円減少し、1億7,446万1千円となりました。

24ページをお開きください。

(10)は、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分2,320万円が充てられる社会保障経費及び施策に要する経費の内訳です。

25ページから31ページまでは、繰越事業も含めた、平成31年度の主な事業の概要を整理しております。

32ページをお開きください。

(13)は当該年度の事業のうち、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に係る事業と予算額を整理し再掲しており、予算総額は1億8,074万1千円の計上で、前年度と比べ4,030万8千円の減少です。

次に特別会計予算の概要を申し上げます。

33ページをお開きください。

国民健康保険特別会計です。

歳入歳出予算総額は3億828万5千円で、前年度比25.1%の増となります。

歳入の国民健康保険税は6,710万9千円で、前年度比16.6%の減となります。

また、従前、国・道・支払基金から別々に交付されていましたが、道が国保財政の運営主体となったことから、平成30年度から道支出金として交付されておりますが、今年度は1億9,497万5千円を見込み、前年度比40.6%の増となります。

歳出では、保険給付費が、1億6,565万2千円で、前年度比29.0%の増とな

ります。

また従前、社会診療報酬支払基金へ支出していた後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金は、道で取りまとめて支出することから、平成30年度から国民健康保険事業費納付金という科目になり、今年度は1億133万9千円を見込み、前年度比3.4%の増となります。

中段、(2)管理運営等の状況ですが、年間平均の被保険者数は、573人で、前年度と比較して23人の減、加入世帯数は325世帯を予定しております。1世帯当たりの保険税現年度課税額は20万6,788円で前年度と比べ2万8,381円減額、被保険者一人当たりの保険税現年度調定額は11万7,288円で前年度と比べ1万8,053円減額となり、歳入総額に占める国民健康保険税の割合は21.8%となっております。

34ページをお開きください。

国民健康保険診療所特別会計です。

今年度から国保直診化に伴い、診療所特別会計から国民健康保険診療所特別会計に変わります。歳入歳出予算総額は3億2,348万8千円です。

歳入のうち、入院料は2,902万2千円で歳入全体の9.0%を構成し、外来診療料は6,745万5千円で歳入全体の20.9%を構成します。

中段、(2)管理運営等の状況ですが、経営改善を図るため、従前、療養病床19床としていたものを、平成30年度から一般病床4床、療養病床15床に変更しております。病床19床のうち、1日平均の入院患者数は7.0人で、1日平均の外来患者数は、63.6人を見込んでおります。

(3)繰入金の内訳をご覧ください。一般会計からの繰入金は、昨年度で医療技術職員住宅整備事業が完了したことと、国保直診化に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金1,151万7千円が見込まれることから、1億1,063万8千円減少し、1億8,158万2千円となります。

35ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計です。

歳入歳出予算総額は、5,249万3千円で、前年度比9.3%の減となります。

歳入の後期高齢者医療保険料は、年間平均被保険者382人で1,716万8千円、前年度比4.4%の増となります。

被保険者1人当たりの年保険料は、現年度調定分で4万4,942円です。

歳出の後期高齢者医療 広域連合納付金は4,951万3千円で、前年度比2.2%の減となります。

36ページをお開きください。

介護保険特別会計です。

保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算総額は2億4,697万5千円で、前年度比5.5%の減となります。

歳入の介護保険料は、年間平均の第1号被保険者数は698人、4,329万4千円と見込み、前年度比3.2%の増となります。被保険者1人当たりの年保険料は、現年度調定分で6万2,011円です。

歳出の保険給付費は、1億9,730万7千円で、前年度比4.9%の減となります。
37ページの介護サービス事業勘定です。

居宅介護及び介護予防のサービス計画作成件数は180件を予定しており、歳入歳出予算総額は854万6千円で、前年度比4.0%の増となります。

38ページをお開きください。

簡易水道事業特別会計です。

歳入歳出予算総額5,060万8千円で、前年度比3.7%の増となります。

歳入の水道使用料及び手数料は、月平均給水戸数を1,045戸、4,462万7千円と見込み、前年度比2.8%の増となります。

歳出の水道管理費は3,963万4千円で、前年度比13.4%の増。水道整備費は72万4千円で、前年度の簡易水道施設基本計画業務完了により、前年度比77.6%の減となります。

39ページをお開きください。

下水道事業特別会計です。

年度末の予定処理戸数は858戸とし、水洗化率は97.4%、合併処理浄化槽設置基数を130基と予定しております。

歳入歳出予算総額は2億2,465万5千円で、前年度比18.0%の増となります。

歳入の下水道使用料及び手数料は3,518万3千円、前年度比0.6%の増、一般会計からの繰入金は1億3,442万1千円で、前年度比16.0%、1,851万2千円の増となります。

歳出の施設管理費は、下水道ストックマネジメント計画策定業務や特定環境保全公共下水道事業計画変更業務及び非常用発電機整備事業予算の計上で9,438万円、前年度比34.0%の増となり、施設整備費は、下水道管理センター等長寿命化計画に基づくシーケンサ盤の更新等で5,862万6千円、前年度比36.0%の増です。

個別排水施設整備費につきましては、合併処理浄化槽3基の設置を見込み1,014万3千円を計上しております。

以上、一般会計ほか各会計予算案の概要を申し上げます。

予算審議を通して、議員の皆様からのご意見、ご提言をいただくとともに、予算執行につきましては、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議 長 植 村 敦 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する「平成31年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、議員全員をもって構成する「平成31年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集

することとし、委員長、副委員の互選を行います。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に「平成31年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を開会します。なお、委員長の互選については、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、年長の議員が職務を行うことになっておりますので、よろしくお祈いします。

(15時57分 休 憩)

(16時54分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

本日の議事日程は、全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前10時より会議を開きます。

本日は、大変ご苦勞様でした。

(16時29分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長_____

署名議員 番_____

署名議員 番_____

以上、記録する。

主 事 満保希来